

高齢化福祉社会財源としての 消費税の意義と改革課題

——福祉目的税化視点からの統計図表による検証を中心に——

川本岳弘 / 柿本国弘

はじめに

- I 消費税取で基礎年金財源を賄う場合の試算例
 - 1 基礎年金, 医療, 介護の三分野財源を賄う場合の試算例
 - 2 基礎年金財源のみを賄う場合の試算例
 - 3 その他の試算事例
 - 4 社会保険方式と税方式の長短所, および税方式の重要性
 - II 消費税の福祉目的税化問題
 - 1 消費税率引き上げの不可避性
 - 2 消費税福祉目的税化の意義と課題
 - III 消費税制の改革課題
 - 1 消費税の逆進性緩和策
 - 2 消費税の益税問題と縮小対策
- おわりに

はじめに

少子高齢化社会において増加する一方の社会保障財源, 特にその主要要素をなす基礎年金, 老人医療, 介護費用を保険料の増加に頼ることは是非ともかくとして, 税の面では, 消費税に頼らざるをえなくなるであろうことは, 多くの国民の中に, 次第に浸透しつつあるといえるのではなかろうか。

しかし、税収増加の必要性がどれほど自明のことであったとしても、そして行財政改革（「ムダ」の排除）を前提にしたうえでのことであったとしても、大型増税が政治にとっていかに困難であるかは、消費税導入の経過をみれば明らかであるし、また長期の経済停滞に陥ったまま今日に至っている現実からしても明らかなことである。

こうした政治、経済上の困難さから考えられやすい一つの打開策は、上述主要社会保障財源を、消費税の目的税化とその税率アップによって確保することであろう。しかし、税の一般論としては、消費税は道路特定財源（道路の整備）のような目的税化には馴染みにくい性格のものだといえるし、また仮にこれを目的税化すれば、安易な増税を招きかねなくなるとの懸念も生じるであろう。そうした懸念にもかかわらず、基礎年金のような全高齢者の最低限的生活手段である分野については、目的税化した消費税で確保しようとする、例えば基礎年金に必要な財源の二分の一を当てるという形で固定化することによって確保しようとすることは、それなりにわかりやすく、説得性をもちやすい面もあることは確かであり、これを税の一般論に立って単純に否定することは、差し迫った財源確保の必要性の大きさという現実の重みからして、正しいとはいえないようにも思う。

消費税を目的税源化するにせよ、しないにせよ、いずれ社会保障財源を確保するためには、その税率アップの理由にそのことを最大の理由としてあげなければならないという事実は、疑問の余地のない重い現実である。現に平成 11（1999）年度、12 年度の予算総則には、消費税収分は基礎年金、老人医療、介護の財源に充当すると明記されている。すなわち、すでに日本財政は、事実上の消費税目的税化（間接的で緩やかな目的税化）を認めていることを確認しておく必要がある。

本稿では、こうした視点から、上述社会保障三分野の財源を「消費税増税の不可避性」との認識に関連させて検討する。なかでも、少なくとも基礎年金については、消費税を目的税化することによって、財源を確保したいとの

考えを述べようとするものである。年金問題は、今日の内政問題で最大級の課題をなしている。従来どおり、保険料負担方式との妥当な組み合わせで維持、発展させようとする方途をいちがいに否定するものでないが、同時に目的の税化によって、ぜひとも財源確保を達成したいとの念願からの検討であることをあらかじめお断りしておきたい。

以下第Ⅰ章では、消費税収で基礎年金財源を賄うための試算例を取り上げる。第Ⅰ節では、国税分である消費税収で基礎年金・医療・介護の三分野に必要とされる財源を賄った場合、消費税収の規模とそれに見合う消費税率はどれくらいになるかの試算例でみる。第Ⅱ節では、三分野の社会保障財源のうち、基礎年金財源のみを賄った場合を、第Ⅰ節と同様に試算例でみる。第Ⅲ節では、第Ⅰ節、第Ⅱ節とは異なった条件で、基礎年金財源を賄う事例案を取り上げる。第Ⅳ節では、消費税収すべてを社会保障財源に特定化した場合のメリットについて触れたい。

第Ⅱ章では、消費税の福祉目的税化問題を取り上げる。第Ⅰ節では、消費税率引き上げの不可避性について、アンケート、外国の例も参照して述べる。第Ⅱ節では、消費税導入の経緯を述べ、次いで福祉目的税化を検討することで、基礎年金財源に消費税が充当されるべきことの理由を述べる。第Ⅲ章第Ⅰ節では、消費税率を引き上げることによって、消費税がもつ逆進性が大きくなるが、この逆進性を緩和するためには、どのような対策を講じればよいかを検討する。第Ⅱ節では、消費税を福祉目的税化した場合、現行の消費税制不備を改善する観点から、益税問題とその縮小対策について考察する。

本稿では、以上の諸点につき、厳密な理論的検討というよりも、数多く試みられている社会保障財源の動向予測を、主に、統計図表の紹介を通して検討することに重点を置くことにしたい。数値動向と予測を予備的に念頭に置いておくことは、理論検討のうえでも必要かつ有益と思えるからである。

I 消費税収で基礎年金財源を 賄う場合の試算例

第I章では主に、将来の少子高齢化に伴う基礎年金財源不足問題の解決策の、一つの手段として、国分の消費税収で、基礎年金財源全額を賄うとした場合の税収量の試算例をみることにしたい。

基礎年金、医療、そして介護を含む社会保障関係費は、年々増加傾向にある。これは、国の予算における社会保障費の推移をみてもすぐにわかる。特に、その内訳中の社会保険対象分野（年金、医療中心）の占める割合がきわめて高い（図表1）。今後も、少子高齢化を前提とするならば、社会保険対象関係費は確実に増加していく。

今日、本稿で取り上げようとしている年金財源不足問題は、年金徴収方法とその運用にも問題がある。当然ではあるが、少子高齢化社会を支えていくためには年金も含めた社会保障制度を見直し、改善する必要がある。その場

図表1 国の予算における

区 分	1970年度 (昭和45)	75 (50)	80 (55)	85 (60)
社会保障関係費	11,413 (100.0)	39,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)
生活保護費	2,172 (19.0)	5,348 (13.6)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)
社会福祉費	1,114 (9.8)	6,178 (15.7)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)
社会保険費	5,874 (51.5)	23,277 (59.3)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)
保健衛生対策費	1,406 (12.3)	2,738 (7.0)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)
失業対策費	847 (7.4)	1,741 (4.4)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)
厚生労働省予算	12,216 (20.0)	41,595 (35.6)	86,416 (7.5)	99,920 (2.6)
一般歳出	59,960 (16.9)	158,408 (23.2)	307,332 (10.3)	325,854 (△0.0)

(資料) 厚生労働省大臣官房会計課調べ

(注) 1. ()内は構成比。ただし、厚生労働省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。

2. 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。

合、高齢者の特性から医療、介護の社会保障関係費は確実に増加するであろうから、増加を抑制するシステムも全体的に構築されなくてはならない。これは年金制度についても同様である。あるいは、将来の生活を営む者にとっても自助努力が必要である。

しかし、基礎年金はすべての国民が老後を安心して暮らせるように目指した年金制度¹⁾である。もし持続可能で安心のできる制度として確立することができるならば、老後生活の安心を国民が確保することができる。この安心確保のために、基礎年金はすべての国民に給付されるべきものである。そこで、第1節では、高齢者に給付されると考えられる基礎年金、医療、介護にかかる社会保障関係費をすべて消費税で賄うのであれば、消費税収はどれほど必要でありどれほど消費税率を引き上げなくてはいけないのかの試算例をあらかじめ取り上げることとする。本稿では、税負担はもっぱらあるいは主に消費税増税に依拠せざるをえないと前提していることをあらかじめ記しておきたい。第2節では、社会保障関係費のうち基礎年金のみを消費税で賄うのであれば、消費税収はどれほど必要でありどれほど消費税率を引き上げなくてはならないのかの試算例をみることにする。第3節では、他の方法で社

社会保障関係費の推移

(単位：億円，%)

90 (平成 2)	95 (7)	99 (11)	2000 (12)	01 (13)
116,154 (100.0)	139,244 (100.0)	161,124 (100.0)	167,666 (100.0)	175,552 (100.0)
11,087 (9.5)	10,532 (7.6)	11,524 (7.2)	12,306 (7.3)	13,091 (7.5)
24,056 (20.7)	34,728 (24.9)	45,979 (28.5)	36,580 (21.8)	16,944 (9.7)
71,953 (61.9)	84,700 (60.8)	94,910 (58.9)	109,551 (65.3)	135,896 (77.4)
5,587 (4.8)	6,348 (4.6)	5,273 (3.3)	5,434 (3.2)	5,323 (3.0)
3,471 (3.0)	2,936 (2.1)	3,438 (2.1)	3,795 (2.3)	4,298 (2.4)
120,521 (6.4)	144,766 (2.9)	167,669 (8.2)	174,251 (3.9)	180,421 (3.5)
353,731 (3.8)	421,417 (3.1)	468,878 (5.3)	480,914 (2.6)	486,589 (1.2)

また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。

3. 平成13年度以前の厚生労働省予算は、厚生省予算と労働省予算の合計である。

〔出所〕 厚生労働省『厚生労働白書（平成13年版）』324ページより。

会保障関係費を賄う場合の事例案を検討する。第4節では、社会保険方式と税方式の特徴（長短所）と税方式の重要性について述べたい。

1 基礎年金，医療，介護の三分野財源を賄う場合の試算例

まず，基礎年金，医療，介護にかかる社会保障関係費のすべてを消費税で賄おうとするならば，消費税収の規模とそれに見合う消費税率の設定を試算しなくてはならない。平成12年10月24日に出された「有識者会議報告書公表時の記者発表資料」によって，2000年度を初めとして，2005年度，2010年度，そして2025年度と，四つの節目に必要とされる基礎年金，高齢者医療，介護にかかる経費が算出されているのでそれを紹介しておきたい（図表2）。

少子高齢化のピーク時と推計されている2025年度では，基礎年金，高齢者医療，介護にかかる経費の合計額は約100兆円とされ，その内訳は，それぞれ38兆円，42兆円，21兆円である。2000年度を基準年度とすると，2025年度では基礎年金が2.7倍，高齢者医療が4.7倍，介護が5.25倍に膨れ上がることになる。次いで，この三分野の財源すべてを消費税収によって賄う場合の機械的な計算がなされている。この試算を行う前提条件として，「①名目賃金上昇率は2.5%，名目国民所得の伸び率は2010年度まで2.5%，2011年度以降は2.0%，消費者物価上昇率は1.5%，運用利回りは4.0%としており，②年金制度については平成12年度の改正時における財政再計算を前提とし，③追加的な消費税負担が社会保障給付に与える影響，例えば，年金額の物価スライドや，国と地方の歳出に含まれる消費税収分の増加などを勘案した場合によっては，必要な税率の引上げ幅はさらに大きくなることに留意する」²⁾とされている。

前提条件にもとづいた機械的試算では，2025年度の現行国分による消費

図表 2 基礎年金、高齢者医療、介護の三分野にかかる給付費の見通し

	2000年度 (予算) (平成 12)	2005年度 (平成 17)	2010年度 (平成 22)	2025年度 (平成 37)
基礎年金、高齢者医療、介護にかかる経費 合計 (A)	兆円 27	兆円 39	兆円 52	兆円 100
基礎年金	14	18	23	38
高齢者医療	9	14	19	42
介護	4	7	10	21
給付の全額を消費税収によって賄う場合の機械的 試算				
現行消費税収(国分)(兆円)(B)	7	8	9	12
新たな消費税率の引き上げにより賄う分(兆円) (C)=(A)-(B)	20	31	43	88
[消費税の税率引き上げ分を全て充当する場合] 引き上げ分にかかる消費税率 1% 当たりの 税収(兆円)(D)	2.6	2.9	3.3	4.4
新たに引き上げが必要な消費税率(%) (E)=(C)/(D)	8	11	13	20
国・地方を合わせた消費税率(%) (E)+5%	13	16	18	25
[消費税の税率引き上げ分にも現行の地方交付 税制度が適用されると仮定した場合] 引き上げ分にかかる消費税率 1% 当たりの 税収(兆円)(F)	1.8	2.0	2.3	3.1
新たに引き上げが必要な消費税率(%) (G)=(C)/(F)	11	15	19	28
国・地方を合わせた消費税率(%) (G)+5%	16	20	24	33
[消費税の税率引き上げ分にも現行の地方交付 税制度と地方消費税制度が適用されると仮定した 場合] 引き上げ分にかかる消費税率 1% 当たりの 税収(兆円)(H)	1.4	1.6	1.8	2.5
新たに引き上げが必要な消費税率(%) (I)=(C)/(H)	14	19	23	36
国・地方を合わせた消費税率(%) (I)+5%	19	24	28	41

- (注) 1. 名目賃金上昇率は 2.5%、名目国民所得の伸び率は 2010 年度まで 2.5%、2011 年度以降 2.0%、消費者物価上昇率は 1.5%、運用利回りは 4.0% としている。
 2. 年金制度については平成 12 年改正の財政再計算を前提としている。
 3. 追加的な消費税負担が社会保障給付に与え得る影響(年金額の物価スライド等)や国・地方の歳入に含まれる消費税負担の増加などを勘案した場合、必要な税率の引き上げ幅は更に大きくなることに留意する必要がある。

[出所] 税制調査会「第 19 回基礎問題小委員会」(平成 14 年 10 月)より。

税収は12兆円と推計されている。したがって、基礎年金、医療、介護の財源として必要とされる100兆円のうち88兆円が不足となり、この不足額が新たな消費税率の引き上げによって賄われることになる。同様に、2010年度では、現行国分による消費税収は9兆円と推計されている。このとき必要とされる財源は52兆円であるので、不足額は43兆円とされる。

ここで、さらに三つのケースが想定されている。(1) 新たに消費税の税率引き上げ分をすべて基礎年金、高齢者医療、介護の三分野に充当する場合、(2) 新たに消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度が適用されると仮定した場合、すなわち国税消費税率4%による国税収入予定額の29.5%が地方交付税に回される場合、(3) 新たに消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度と地方消費税制度が適用されると仮定した場合、すなわち先の(2)に加えて、地方消費税率1%分の収入が地方に回される場合、である。それぞれのケースにおいて、どのような消費税収の規模と消費税率が設定されるのであろうか、が問題である。さらに図表では、この三つのケースごとに① 引き上げ分にかかる消費税収1%当たりの税収、② 新たに引き上げが必要とされる消費税率、③ 国と地方を合わせた消費税率、がそれぞれ試算されている。

(1) 消費税の税率引き上げ分をすべて基礎年金、高齢者医療、
介護の三分野に充当する場合

2025年度では、新たに必要とされる基礎年金、高齢者医療、介護の三分野財源は88兆円であるから、① 引き上げ分にかかわるとされる消費税収1%当たりの税収を4.4兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要とされる消費税率は20%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の5%を加算すると25%となる。

同様に2010年度では、新たに必要とされる基礎年金、高齢者医療、介護の三分野財源は43兆円であり、① 引き上げ分にかかる消費税収1%

当たりの税収 3.3 兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとする消費税率は 13% となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の 5% を加算すると 18% になる。

(2) 新たな消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度が適用されると仮定した場合

(1)での試算のように、2025 年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収 1% 当たりの税収を 3.1 兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとする消費税率は 28% となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の 5% を加算すると 33% となる。

同様に 2010 年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収 1% 当たりの税収 2.3 兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は 19% となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の 5% を加算すると 24% になる。

(3) 新たな消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度と地方消費税制度が適用されると仮定した場合

(1)での試算のように、2025 年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収 1% 当たりの税収を 2.5 兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は 36% となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の 5% を加算すると 41% となる。

同様に 2010 年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収 1% 当たりの税収 1.8 兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は 23% となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の 5% を加算すると 28% になる。

これまで三つのケースから、基礎年金、高齢者医療、介護にかかる給付費の見直しを図表 2 でみてきたが、三分野に必要とされる財源不足をすべて消

費税で賄うには、(3)の「新たな消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度と地方消費税制度が適用されると仮定した場合」のケースが、仮に採用されるとするなら、可能性がもっとも高いであろう。これは、地方への財源移譲の条件を内包しているからである。

改めて、必要とされる財源の規模を消費税収で賄うとして、これを消費税率で換算してみると膨大な財源と高税率が必要であることに気づく。基礎年金、高齢者医療、介護の三分野をすべてカバーするためには、2010年度で約28%、2025年度では約41%もの消費税率を設定しなければならないとする恐ろしい数値がはじき出されることになる。

したがって、この三分野すべてを消費税という特定の税金ですべて保障すべきであるのかという意見が仮にあるなら、それはきわめて疑問であろう。そこで、三分野のうち、消費税でその費用をすべて賄うと比較的考えやすいのは基礎年金と老人介護費であろうから、次に基礎年金について取り上げたい。老人介護費は2000年度から発足してまだ日も浅く変動的でもあるので、本稿では外しておくことにしたい。

公的年金のうち基礎年金は「すべての国民が老後を安心して暮らせるように目指した年金」という趣旨であるため、全国民に最低限の生活を保障するために給付されるべきものである。以下、社会保障関係費のうち基礎年金財源のみを消費税によって賄う場合の試算例をみる。

2 基礎年金財源のみを賄う場合の試算例

社会保障関係費のうち基礎年金財源のみを消費税で賄うためには、消費税収はどれほど必要であり、消費税率をどの程度引き上げなくてはならないだろうか。第1節を踏まえて、「有識者会議報告書公表時の記者発表資料」をもとに、同様の前提条件と各試算の設定による基礎年金財源の試算を紹介する(図表3)。

図表 3 基礎年金にかかる財源の見通し

	2000年度 (予算) (平成12)	2005年度 (平成17)	2010年度 (平成22)	2025年度 (平成37)
基礎年金にかかる財源 年 金 (A) (兆円)	14	18	23	38
基礎年金財源を消費税収によって賄う場合の機械的試算				
現行消費税収 (国分) (兆円) (B)	7	8	9	12
新たな消費税率の引き上げにより賄う分(兆円) (C)=(A)-(B)	7	10	14	26
[消費税の税率引き上げ分を全て充当する場合] 引き上げ分にかかる消費税率1%当たりの 税収(兆円) (D)	2.6	2.9	3.3	4.4
新たに引き上げが必要な消費税率(%) (E)=(C)/(D)	2.7	3.4	4.2	5.9
国・地方を合わせた消費税率(%) (E)+5%	7.7	8.4	9.2	10.9
[消費税の税率引き上げ分にも現行の地方交付 税制度が適用されると仮定した場合] 引き上げ分にかかる消費税率1%当たりの 税収(兆円) (F)	1.8	2	2.3	3.1
新たに引き上げが必要な消費税率(%) (G)=(C)/(F)	3.8	5	6.1	8.4
国・地方を合わせた消費税率(%) (G)+5%	8.8	10	11.1	13.4
[消費税の税率引き上げ分にも現行の地方交付 税制度と地方消費税制度が適用されると仮定し た場合] 引き上げ分にかかる消費税率1%当たりの 税収(兆円) (H)	1.4	1.6	1.8	2.5
新たに引き上げが必要な消費税率(%) (I)=(C)/(H)	5	6.3	7.8	10.4
国・地方を合わせた消費税率(%) (I)+5%	10	11.3	12.8	15.4

- (注) 1. 名目賃金上昇率は2.5%、名目国民所得の伸び率は2010年度まで2.5%、2011年度以降2.0%、消費者物価上昇率は1.5%、運用利回りは4.0%としている。
 2. 年金制度については平成12年改正の財政再計算を前提としている。
 3. 追加的な消費税負担が社会保障給付に与える影響(年金額の物価スライドなど)や国・地方の算出に含まれる消費税負担の増加などを勘案した場合、必要な税率の引き上げ幅はさらに大きくなることに留意する必要がある。
 4. 第13回基礎問題小委員会 有識者会議報告書公表時の記者発表資料より試算したものである。
 [出所] 税制調査会・前出「第19回基礎問題小委員会」より佐藤晴彦氏の試算による。同氏・後掲注3)「産業連関分析による消費税収推計」(2000年)参照。

ここでは、基礎年金に必要とされる全財源は、2025年度で38兆円、2010年度で23兆円と推計されている。また、基礎年金財源を消費税収によって賄う場合、国分の現行消費税収はそれぞれ12兆円、9兆円であろうと想定されている。したがって、必要とされる基礎年金財源の不足額は、それぞれ26兆円、14兆円と見込まれる。

(1) 新たな消費税の税率引き上げ分をすべて基礎年金に充当する場合

2025年度では、新たに必要とされる基礎年金財源は26兆円であるから、

① 引き上げ分にかかるとされる消費税収1%当たりの税収を4.4兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は5.9%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の5%を加算すると10.9%となる。

同様に、2010年度では、新たに必要とされる基礎年金財源は14兆円であるため、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収1%当たりの税収を3.3兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は4.2%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の5%を加算すると9.2%になる。

(2) 新たな消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度が適用されると仮定した場合

(1)で試算したように、2025年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収1%当たりの税収を3.1兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は8.4%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の5%を加算すると13.4%となる。

同様に2010年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収1%当たりの税収2.3兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は6.1%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は

現行の5%を加算すると11.1%になる。

(3) 新たな消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度と地方消費税制度が適用されると仮定した場合

(1)での試算例のように、2025年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収1%当たりの税収を2.5兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとされる消費税率は10.4%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の5%を加算すると15.4%となる。

同様に2010年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収1%当たりの税収1.8兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとする消費税率は7.8%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の5%を加算すると12.8%になる。

ここで、引き上げ分にかかる消費税率1%当たりの税収が変化すれば、当然新たな消費税率の算出は変動する。佐藤晴彦氏は、「厚生省による消費税収の税率弾力性は2.5(兆円/%ポイント)であるのに対して、国税分として2.16(兆円/%ポイント)の結果が出た。その差の原因は厚生省は実績値であるのに対して、本研究は理論値であるからと考えられる。長期的にみて、どちらが当を得た値であるかは、以後、消費税率が引上げられた場合の消費税収の実績値から判定されよう³⁾」といわれている。この理論値が現状の消費税収1%当たりの税収として正確である場合、2025年度では、① 引き上げ分にかかるとされる消費税収1%当たりの税収を2.16兆円と仮定した場合、② 新たに引き上げが必要であろうとする消費税率は12.0%となる。そして、③ 国と地方を合わせた消費税率は現行の5%を加算すると17.0%となる。

上記の機械的な試算においても、「(3) 新たな消費税の税率引き上げ分にも、現行の地方交付税制度と地方消費税制度が適用されると仮定した場合」の推計が、現実味を帯びる。

基礎年金財源のみを消費税収で賄った場合、基礎年金を含む高齢者医療、

介護の三分野にかかる社会保障費財源合計の約3割ほどの規模でおさまり、過度な消費税の負担を回避することができる。このとき、2025年度を前提としたならば新たに引き上げが必要とされる消費税率は10.4%である。国と地方を合わせた消費税率は15.4%になる。こうして、2025年度に必要とされる基礎年金財源の不足分である26兆円が創出されることになる。また、2010年度においても不足分である14兆円は、新たに引き上げが必要とされる消費税率は7.8%、国と地方を合わせた現行消費税率を合算して12.8%で賄われることになる。

しかしながら、厚生省による消費税収の税率弾力性は2.5であるのに対して、佐藤氏の場合、消費税収の税率弾力性は2.16となった。この差異は、消費税制度による簡易課税制度や免税点制度から生じる益税分に相当するものではないだろうか。現に、益税に対して国民は強い不満をもっている。これが消費税に対する不信感につながり、消費税自体を認め難いものとみなしてしまうのではなからうか。この益税分を確実に徴収することになれば、消費税の負担も軽減するはずである。また、消費税制度の透明性を確保することにつながり、国民の信頼も高まるであろう。この点は、佐藤氏の研究から理解できる。ということは、厚生省の試算で求められた消費税収の税率弾力性は益税を含んだものであると考えられるからである。消費税収の徴収を考えた時点から益税が発生するものと見越して試算されていたならば、基礎年金のみならず高齢者医療や介護にかかる財源確保のためにその分余計に消費税率を引き上げなければならないことになる。そうであれば、消費税制度自体も見直さなくてははいけない。理想とする消費税収全額が徴収されるように、益税に対する問題を解決しなくてはならないのである。

3 その他の試算事例

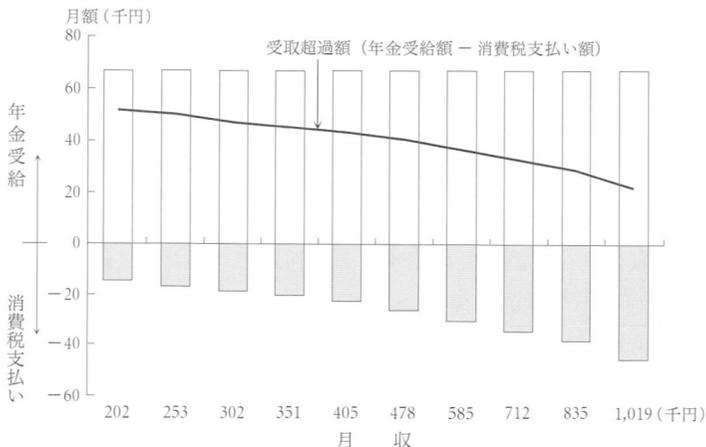
ここでは、第1節、第2節で行った基礎（国民）年金などを他の条件に

よって賄うためには、どのような方法が考えられているかの事例もみておくことにする。

(1) さくら総合研究所の試算

さくら総合研究所によると、現行消費税率5%の単一で、徴税段階で発生する逆進性を歳出面で解消させる方法が考えられている。これは、消費税を目的税として全国民共通の年金である国民年金の財源とする方法である。この財源に消費税を充当すれば、低所得者は納税額が小額である一方、一定の給付を受けることができることから、逆進性を解消できる⁴⁾。所得に関係なく、定額の給付を受けることができる。そこで、試算によると、国民年金の財源をすべて消費税収で賄うならば、必要な消費税率は10%になるとされる。「この場合、月収20.2万円の人の平均支払い消費税額は月1.5万円となり、国民年金の月間受取額である6.5万円と比較すると、5.0万円の受取超

図表4 国民年金の受給額と受取額



(注) 消費税率は10%と仮定した。

(資料) さくら総合研究所。

[出所] 平野正樹/近藤学/宮原信吾『受益と負担の経済学』43ページより。

過となる。これに対して、月収101.9万円の人では、月間の支払い消費税額が4.6万円である一方で受取年金額は6.5万円なので、その差は1.9万円に縮小する。年収が増えるほど、受取超過額が小さくなるので、逆進性は解消される⁵⁾(図表4)という結果が得られている。

この試算を行うに当たっての考え方として、「できるだけ小さな政府の下で、国民皆年金を実質的に実現すると同時に、世代間・世代内の負担の不公平を解消することが、もっとも重要であるとし、公的年金制度のコンセプトとして扶助原理を採用している⁶⁾。そして、試算を行う前提条件として、第一に、年金原資の抛出は社会保険方式を採るのではなく税方式とし、なかでも消費税方式を採用している。その採用根拠として、「所得税は働く業種や形態によって、所得の捕捉率に差が出てしまい、能力に応じた負担というコンセプトを担保できない⁷⁾」との理由をあげ、この理由から消費税方式を採っている。

だが、消費に対して課税するのであれば、一般に所得の高い人ほど所得に占める消費割合が少なくなる傾向があるため、高所得者の負担が低所得者に比べ低くなるという逆進性が存在する。しかし、「低所得者は高所得者と同額の年金給付を受けることから、消費税を国民年金の財源に限定すれば逆進性は解決できる。少なくとも、この方法では、世代内における所得再分配機能が働く分だけ、現在の国民年金における自営業者の定額負担方式より低所得者の負担は緩和される⁸⁾。また、「効率性についても、消費税方式を採用すれば税徴収は既存の消費税徴収ルートを利用できるため、運用費用は軽減でき、年金制度を効率的に運用できるのではないか⁹⁾」と考えられている。

第二の前提条件としては、世代間の公平を確保するために将来の年金給付額増加を勘案し、あらかじめ高い税率をもって、特別会計として単年度収支から独立させて運営する方法を採っていることである。

第三に、国民(基礎)年金の2階部分は清算・廃止し、公的年金制度は定額給付の国民年金のみとする、年金制度の一元化を採用している。この2階

部分は「従前の所得保障の意味合いが強く、基本的人権を守る範囲で国が介入するというコンセプトに従えば、明らかな過剰介入となっている」¹⁰⁾との理由からである。また、「毎年の年金のスライドも、小さな政府という考えに従って、購買力維持を目的とした物価スライドのみを採用し、現状のように勤労者の所得の上昇に応じて年金額を引上げるような賃金スライドは採用していない」¹¹⁾。

こうした三つの前提条件により、年金給付と消費税負担の水準が試算されている。そのさい三つのケースが考えられている。一つ目は、現在の国民年金の平均支給額として1カ月当たり4.6万円給付されるケース。二つ目は、現在の国民年金に40年間加入した場合に支給され、1カ月当たり6.5万円の給付が行われるケース。三つ目は、1カ月当たり8.3万円給付されるケースを設定し、65歳以上のすべての国民に同額支給するという前提である。ここでは、年金税導入に伴う物価上昇分は物価スライドに反映されていない。これは、年金原資を年齢に関係なく、国民全体で負担するというコンセプトにもとづいた措置である¹²⁾。

結果は、一つ目の1カ月当たり4.6万円給付されるケースでは消費税率が約7%になり、二つ目の1カ月当たり6.5万円給付されるケースでは約10%となった。三つ目の1カ月当たり8.3万円給付されるケースでは約12%となる¹³⁾。現行の年金給付額である6.7万円を支給水準と設定した場合、約10%強まで引き上げなくてはならないことになる。

(2) 日本総合研究所の試算

日本総合研究所の「税制抜本改革のグランド・デザイン」によると、2025年度における年金、医療、介護と社会福祉（介護を除く）費を公費によって負担するならば（2004年から国庫負担を三分の一から二分の一へ引き上げるとの前提）、64兆円の財源が必要とされている。これは、2002年度予算額である24兆円に対して40兆円の増加である。特に、高齢化にともなって増加の著しい年

図表 5-1 社会保障に係る負担の将来推計 (厚生労働省試算 一改訂版一)
2004 年から基礎年金国庫負担割合⇒ 1/2 (単位: 兆円)

年 度	2002 予算	2005	2010	2025
負 担 計	82	87	104	180
公費 (税) 負担	24	30	37	64
年金・医療・介護	19	25	31	57
年金	7	11	12	19
医 療	9	11	14	27
介 護	3	3	5	11
福 祉 (除介護)	4	5	5	7
社会保険料	58	57	67	116
公費負担の 2002 年度対比増加額	0	6	13	40

〔出所〕 日本総合研究所「税制抜本改革のグランド・デザイン」(インターネット検索による, 2002 年時), 10 ページより。

図表 5-2 公費負担を消費税で賄う場合の消費税率



(注) 経済成長に伴う自然増収分は考慮していない。

〔出所〕 上に同じ。

金や医療、介護については、現行の 19 兆円から 38 兆円増加した 57 兆円へと推移すると考えられている。また、将来に必要とされる上述社会保障関係費の増加分をすべて消費税率の引き上げによって賄う場合、消費税率は 2005 年度には 7.4%，2010 年度には 9.7%，2025 年度には 15.7% へ、引き上げが必要と試算されている。つまり、現行消費税 5% からの推移として、それぞれ 2.4%，4.7%，10.7% と新たに引き上げを行わなくてはならない(図表 5-1,

高齢化福祉社会財源としての消費税の意義と改革課題（川本/柿本）

図表 6-1 社会保障財源の調達方法（2025 年度時点）
（厚生労働省試算—基礎年金の公費負担率 1/2—を前提）（単位：兆円）

	所得税改革中心		全て消費税		所得税＋消費税	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
公 費	64.0	17.1%	64.0	17.1%	64.0	17.1%
現 行	24.0	6.4%	24.0	6.4%	24.0	6.4%
社会保険料上昇に伴う減収	▲5.0	-1.3%	▲5.0	-1.3%	▲5.0	-1.3%
必要追加額	45.0	12.0%	45.0	12.0%	45.0	12.0%
所得税改革による増収	35.5	9.5%	0.0	0.0%	7.3	2.0%
消費税改革による増収	9.4	2.5%	45.0	12.0%	37.7	10.1%
税率引上げ幅	2.3%	—	11.0%	—	9.2%	—
改革後税率	7.3%	—	16.0%	—	14.2%	—

（注）消費税改革による税収には、経済規模拡大と益税解消による 1% あたり消費税収の増加を織り込んでいる。

〔出所〕 日本総合研究所「税制抜本改革のグラウンド・デザイン」11 ページより。

図表 6-2 所得税・住民税改革の内容別増収額

（単位：兆円，%）

	合 計		所 得 税	住 民 税
		消費税率換算		
給与所得控除	8.8	3.5	5.9	2.9
社会保険料控除	5.0	2.0	3.3	1.7
定率減税	3.4	1.4	2.6	0.8
扶養控除	2.7	1.1	1.9	0.8
公的年金控除	1.5	0.6	1.0	0.5
配偶者控除	1.2	0.5	0.8	0.4
配偶者特別控除	0.9	0.4	0.6	0.3
老年者控除	0.3	0.1	0.2	0.1
合 計	23.8	9.5	16.4	7.4

（注）1. 給与所得控除は定率控除，その後は廃止を前提にした試算。

2. 所得税＋消費税ケースの所得税改革

① 定率減税の廃止

② 給与所得控除の見直し

・給与収入 180 万円までの控除率を現行の 40% から 30% に引下げ

・給与収入 2000 万円以上の限界控除率ゼロ%

〔出所〕 上に同じ。

5-2)。仮に 2025 年度時点で、社会保険料上昇にともなう所得税と住民税の税収減 5 兆円を合わせた場合、新たに必要とされる社会保障関係費 40 兆円を加算すると、合計で 45 兆円の財源確保が必要とされる。このとき、所得

図表 7 給付削減後の社会保障財源の調達方法 (2025 年度時点)
 (社会保障給付の削減を勘案—基礎年金の公費負担率 1/2—を前提) (単位: 兆円)

	所得税改革中心		全て消費税		所得税+消費税	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
公 費	63.5	17.0%	63.5	17.0%	63.5	17.0%
現 行	24.0	6.4%	24.0	6.4%	24.0	6.4%
社会保険料上昇に伴う減収	▲3.6	-1.0%	▲3.6	-1.0%	▲3.6	-1.0%
必要追加額	43.1	11.5%	43.1	11.5%	43.1	11.5%
所得税改革による増収	35.5	9.5%	0.0	0.0%	7.3	2.0%
消費税改革による増収	7.5	2.0%	43.1	11.5%	35.7	9.6%
税率引上げ幅	1.8%	—	10.5%	—	8.7%	—
改革後税率	6.8%	—	15.5%	—	13.7%	—

(注) 1. 消費税改革による税収には、経済規模拡大と益税解消による 1% あたり消費税収の増加を織り込んでいる。

2. 所得税+消費税ケースの所得税改革

① 定率減税の廃止

② 給与所得控除の見直し

・給与収入 180 万円までの控除率を現行の 40% から 30% に引下げ

・給与収入 2000 万円以上の限界控除率ゼロ%

[出所] 日本総合研究所「税制抜本改革のグランド・デザイン」12 ページより。

税の増税を実施せずにはすべて消費税率の引き上げによって賄うとした場合、消費税率は 16.0% まで引き上げる必要があると試算されている。一方、所得税増税を定率減税の廃止と給与所得控除の圧縮程度にとどめる場合、消費税率は 14.2% まで引き上げなくてはならないと試算されている。つまり、現行の消費税率 5% に加えて、それぞれ 11.0%, 9.2% を引き上げなくてはならないことになる (図表 6-1, 6-2)。

将来、社会保障給付の削減 (一定の) を勘案したとしても、2025 年時点で基礎年金の半分を公費で負担したとして、年金、医療、介護、社会福祉費を消費税ですべて負担するとすれば、税率は 15.5% となる (図表 7)。

(3) 奥田ビジョン

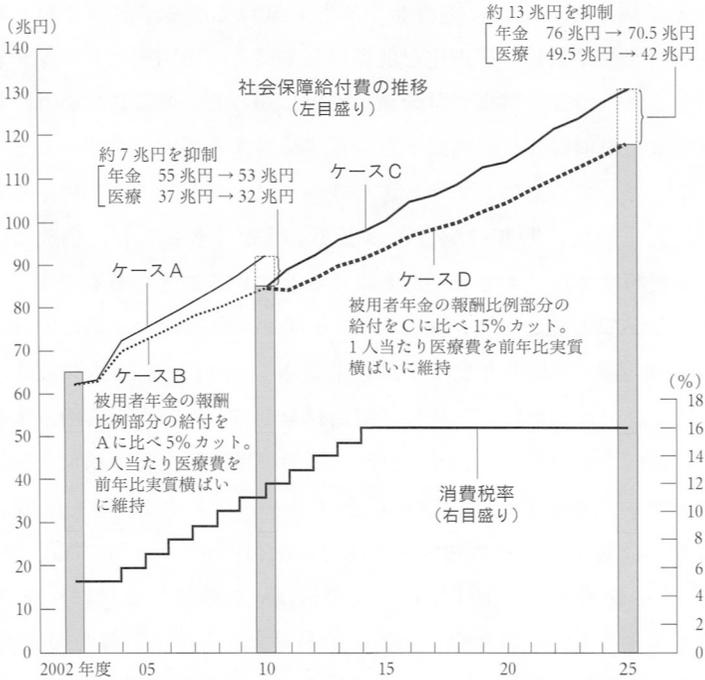
日本経団連は、その構想である「活力と魅力あふれる日本をめざして」という題で「奥田ビジョン」を打ち出した。これは、現行消費税率 5% を 2004

年度から毎年1%ずつ引き上げ、2014年度以降16%の据え置きとし、財政や社会保障制度を安定的に維持しようとの試算である。試算では、歳出のカットと社会保障給付の適正化を前提にしている。奥田碩ビジョンのねらいは2点ある。一つは、将来の財政像を国民に知らしめることにあり、社会保障制度の改善を前提とし、国民がもつ将来に対する不安が払拭されることを期待しようとしていることである。もう一つは、毎年1%ずつ税率を引き上げる手法によって、毎年の駆け込み需要を喚起できるとし、単純な増税によって消費が冷え込むことを回避しようとしていることである。

具体的な試算方法として、まず2025年度までの期間を2期に分ける。前半を2004年度から2010年度とし、後半を2011年度から2025年度とする。この2期それぞれにおいて、社会保障給付を削減しない場合と削減する場合に分ける。前半の2004年度から2010年度の期間で社会保障給付を削減しない場合をケースAとし、削減する場合はケースBとする。ケースBはケースAに比べ、被用者年金の報酬比例部分の給付を5%カットする。そして、1人当たりの医療費を、前年度比で実質横ばいに維持する。これを2010年度まで実施するとともに年金、医療の給付をカットする。後半の2011年度から2025年度はケースBを分岐点としている。後半の期間で2011年度以降、社会保障給付水準を落とさない場合をケースCとする。後半の期間においてもケースBを継続し、2011年度以降も一層給付を抑制する場合をケースDとする。ケースDの場合、日本経済の成長率が2%維持できると見込んでいる。

結果として後半の2011年度以降における社会保障給付水準を落とさない場合のケースCでは、2025年度時点で消費税率が28%に跳ね上がる。2011年度以降の後半の期間においてもケースBを継続し、一層給付を抑制する場合のケースDでは、2025年度時点で消費税率は18%になる。2004年度から毎年1%ずつ引き上げて、2014年度以降は16%と据え置いても基礎年金の7割、高齢者医療の6割を、消費税を含んだ税金で賄える試算である。

図表8 奥田ビジョンの財政収支シミュレーション



〔出所〕『朝日新聞』2003年1月14日付、25面より。

この場合においても消費税率は16%になる。

しかし、ケースAとケースBとを比較すると、年金において55兆円から53兆円へと2兆円削減でき、医療については37兆円から32兆円へと5兆円削減することが推計される。一方、ケースCとケースDとを比較すると、年金では76兆円から70.5兆円へと5.5兆円削減でき、医療については49.5兆円から42兆円へと6.5兆円の削減が推計される。トータルでみると、奥田碩ビジョンでは2025年度までに20兆円規模で社会保障費の削減が期待されていることになる。消費税率1%当たり2.5兆円の税収として、8%もの消費税の負担が緩和されることになる(図表8)。

4 社会保険方式と税方式の長短所、 および税方式の重要性

これまで、基礎年金、もしくは基礎年金・医療・介護の社会保障関係費を消費税によって賄う場合の消費税収の規模と、それに見合う消費税率を紹介し、検討してきた。社会保障関係費は高齢化社会の進展いかんによっては、これまでの試算例の財源額よりも膨張する恐れがある。特に、そのうち医療や介護にかかる費用は、青天井の勢いで増加するので、たとえ税によって賄うとしても、その経費を主に消費税に頼るとすれば、そのつと税率の引き上げを行わなければならないことになる。これまで、そして今も併せて保険方式が採用されてきた理由の一つがここにある。そこで以下、社会保険方式と税方式それぞれを採用した場合の在り方を検討する。そのうえで、消費税のみを基礎年金財源とするケースの利点について触れたい。

(1) 社会保険方式と税方式

社会保障制度は一般的にはどの国でも、社会保険方式と税方式の組み合わせで実施されている。ここでは、本稿でもっとも念頭に置いている基礎年金財源のケースを取って、その財源負担の在り方に触れておきたい。仮に基礎年金財源をすべて、あるいは主に税で賄うとすれば、その根拠は、① 抛出の有無によって給付を排除されることがないこと、② 一律の給付に馴染む、という点に求められよう。これに対し、社会保険方式ですべて、あるいは主に賄うとすればその根拠は、① 抛出と給付の対価性がわが国の社会に適応的であり、② ミーンズテストや所得制限を導入しやすいということになる¹⁴⁾(図表9)。また両方式の違いは、社会保障の原理の考え方をめぐる違いを別とすれば、単に財源をいかにして徴収するかの方法の違いであって、財源徴収技術によるところが大きいともいえる。租税を財源とする場合の

図表9 社会保険方式と社会扶助（租税財源）方式

	社会保険方式	社会扶助（租税財源）方式
財源	保険料	租税
考え方	交換の原理	国家による一方的な所得移転
給付と負担	拠出しなければ給付なし（排除される）	給付と負担は無関係
所得制限	なし	あり
給付形態	所得比例年金が可能	一律定額給付
権利性	権利性の意識が強い	権利性の意識は弱い

【出所】 日本社会保障法学会編『所得保障法』（『講座社会保障法』第2巻）68ページより。

技術的なメリットとしては、① 拠出にかかわらず生活保障の給付を行うことができ、② 基礎年金の未加入・未納問題や保険料免除にかかわる諸問題を解決しやすいこと、③ 同時に、第3号被保険者問題も一挙に解決することができる。④ 保険料徴収コストを削減することができる。これに対し、社会保険方式によるメリットは、① 財源確保が容易であり、② 給付と関連付けられているため、拠出の動機づけがあること、③ 拠出により運営に参画できること、④ 給付水準を高くしやすい、などの諸点があげられる¹⁵⁾。財源を税に求めるか保険料に求めるかは、その運用（給付）方式にも影響を与えるだろう。仮に、もっぱら保険料積立金を財源とするなら、その積立金で高齢者に年金を給付するので、インフレによる物価スライドなどは採用しにくいことになろうし、賦課方式を主とするなら、毎年、税を一定程度投入することによって、所得再分配性を加味しやすくしうだろう¹⁶⁾。

また、主な財源を税とするか保険料とするかをみる場合、社会保険料は企業の労働コストを増大させる面のあることも重視する必要がある。すなわちこれは、企業の収益性にかかわる問題であり、企業の国際競争力を低下させるという判断からは、消費税や所得税など法人課税以外の税を財源とすることが主張されやすい。逆に、拠出対象を現役世代に偏らせずに広く求めるべきという判断からは、消費税を財源とすることが主張されやすい。また拠出は累進的であるべきという判断からは、所得税が望ましいとされるが、拠出と給付の関連性にこだわるべきという判断からは、社会保険料が主張される¹⁷⁾。

徴税技術上、税方式は保険料方式よりも徴収しやすいといえるとしても、現実では困難な場合もありうる。租税財源に依拠して、ミーンズテストや所得制限を行わないという選択肢は考えられるが、現実問題としてきわめて難しいと思われている。これは、社会保険方式を擁護する立場からの主要な主張として一つの反論となっている。また、租税を財源とすることに対して、増税が政治的に困難であるとの批判が行われる。逆に、租税財源を主張する立場からは、社会保険料徴収のために要している事務コストが過大であることが、社会保険方式を現実的に不可能にすると批判されるのである¹⁸⁾。

これまでの議論の中で、社会保険方式であれ、税方式であれ、どちらを採用しても現状と採用後とを比較した場合、あるグループに利益または不利益を生じさせる影響をもつとの指摘もある。「利益・不利益が生ずる可能性がある対象グループとしては、事業主、被用者、自営業者、専業主婦、女性被用者、フリーター、高齢者世代と区別して考えることができる。一般的に租税財源とすれば保険料の事業者負担を免れて負担が軽減される可能性があるとして、事業者側に租税財源論が強いことを除けば、現時点ではあまり意識されていない。租税を財源として選択するにしても、その租税のあり方、ひいては租税体系全体のあり方まで明らかにしない限り、利益・不利益は明確にならないからである。」¹⁹⁾しかし、いずれ年金財源を主に税に求めるか、保険料に求めるか、これまでのようにミックスして求めるかを明確に示さなければならない。以下、財源は消費税に求めるべきとの考えを述べたい。

（2）消費税を基礎年金財源とする利点

社会保障の対象・分野の中で、社会保険料で保障するのがふさわしい部分や報酬比例部分に対するものは、社会保険料に拠らなくてはならない。しかし、基礎年金部分に関しては、これを消費税で保障することについては十分な合理性があるのではないだろうか。つまり基礎年金を社会保険料によって負担するのではなく、消費税による負担を求めることには十分な根拠がある

と思われるのである。

基礎年金財源を社会保険方式から税方式に移した場合、現行制度が抱える問題点を解消することができる。その問題点とは、① 国民年金に大勢の未納者や未加入者が存在すること、② 第3号被保険者の存在、③ 学生の保険料納付問題、④ 障害者が保険料を拠出できない場合に生じる無年金問題、⑤ 保険料の滞納、⑥ 年金制度加入にともなう無年金・低額年金支給の問題、⑦ 定額の納付は低所得者にとって逆進的になる、などである。

これらの問題点解消の利点として、第一に、社会保険方式に拠った場合、未納者や未加入者が生じることは必至であるが、消費税引き上げによる年金目的税とする方式では年金の空洞化問題を避けることができ、財源の安定性が保たれることである。第二に、学生の保険料納付問題や障害者の無年金問題、滞納者の低額年金と無年金問題についてであるが、これも税方式に拠れば解決される。第三に、低所得者層に対する逆進性については、所得捕捉の不公平もなくなり、世代間の公平性に貢献できる²⁰⁾。その他の利点としては、① 基礎年金財源が安定することである。消費税が安定財源であることは、不況のさなかであっても安定した多大な財源でありえたことが証明している。消費税で基礎年金財源を賄うのであれば年金用の貯蓄は不必要になる。また、消費税は3カ月に一度納付されるので、計算上では3カ月分の年金支払いのための原資があればよいことになる。② 世界的にみても、妥当な制度であること。すなわち、日本と同じように年金を基礎年金と報酬比例年金の二階建て方式にしている主要国は少なくないが、そのうち、デンマーク、ノルウェーなどの北欧諸国とオーストラリア、ニュージーランド、カナダを含めた8カ国では、税金で基礎年金部分を賄っている。この世界各国が行っている基礎年金を税金で賄うという方法は、国際的に認知された方法ともいえる²¹⁾。

日本経済はすでに10年余も低迷が続いており、低迷が長引くほど国民がこれからの生活を営んでいく自信をなくし、ひいては本当の不安に陥るムー

ドを形成することになる。国民がもつ不安感が年金の空洞化をもたらし、少子高齢化社会に対応した年金制度をますます脆弱化させる。これに対して、基礎年金財源を税によって賄うことが確定するのであれば、国民が抱える不安が解消され、ひいては日本経済の景気回復につながるのではないだろうか。景気回復が国民の消費を強め、潤沢な基礎年金財源を確保することができるようになる。この循環が継続する限り、国民がもつ年金についての疑問や不満も払拭される。だが、基礎年金財源を消費税で賄おうとする場合、多くの国民は消費税率が年々引き上げられるのではないかという不安を抱くだろう。しかし、消費税収を基礎年金財源のみに充当すると明確に限定すれば、将来に必要なとされる基礎年金財源量は高齢者医療や介護に比べて計算しやすく、したがって説明しやすくなるのである。平成 11 年度における基礎年金の給付に要する全費用は 13 兆 6000 億円（うち三分の一は税負担²²⁾であり、同年の消費税の決算額は国分の消費税収で 10 兆 4500 億円²³⁾である。その差額は約 3.15 兆円であり、消費税率 1% 当たり 2.5 兆円として換算すると新たに 1.3% 引き上げなくてはならない計算だが、同年における地方消費税の決算額は 2.5 兆円なので、その差額は 6500 億円となる。国分の消費税と地方消費税とを合わせた場合でも消費税率を 0.26% 引き上げなくては行けないが、消費税の滞納や制度の欠陥から生じる益税などを整理すれば、消費税率を引き上げなくてもすむことになる。

以上、消費税収を基礎年金財源のみに充当した場合をとって、今後新たに必要とされる消費税収の規模と、それに見合う消費税率の引き上げを検討してきた。2025 年度の予測全基礎年金額は約 38 兆円である（前掲図表 2, 5-1）。多くの論者は消費税率を 10% にすべきだという主張であるが、本稿執筆者の試算では 2025 年度時に 15.4% まで引き上げなくてはならないことになった。もっともこの数値の算出に当たっての前提が変化すれば、算出された消費税率も修正しなくては行けない。つまり国分の現行消費税収の変化、名目賃金上昇率、名目国民所得伸び率、消費者物価上昇率、そして運用利回りな

ども変化すれば、引き上げる消費税率は変更せざるをえない。また、高齢者に支給する水準によっても変化する。ここで反省すべき点は、試算するに当たって活用してきた「有識者会議報告書公表時の記者発表資料」を自明的な前提としてきたことである。しかしこの資料は公表されてから2年4カ月も経っている。このタイムラグが社会保障関係費のうち、高齢者医療と介護の分野それぞれに必要とされる財源を増加させていることであろう。この点を考慮すべきであった。だが、基礎年金財源については、年金支給にともない年金手帳に付記されている各個人の番号によって算出できる。または、住民基本台帳をもとに年金支給年齢者を割り出すことができるので、基礎年金財源の試算については大きな修正は必要でないと思われる。したがって、すべての数値が物語るのは、今後、少子高齢化社会に対応するための一つの提案ということである。

基礎年金全額に消費税充当が無理というなら、例えば消費税の二分の一とか三分の二とかを基礎年金に釘づけする方法も考えられる。要は両者をしっかりと数値明示して結びつけることを、本稿では「消費税の目的税化」と表現しているわけである。

第3節でみてきた日本経団連会長奥田碩ビジョンは、国民に納得してもらうための提案として明確性をもっている。消費税率を引き上げつつ、社会保障関係費をも少しずつ削減するプランは国民にとって過度の負担を強いるものではない。また、ビジョンで想定されている2004年度から2014年度までの期間において、消費税が社会保障財源に使われているとの透明性のある用途を広く国民に理解してもらい、認識してもらうためには、それなりの期間が必要である。当然、この間に年金改革や医療制度改革を含めた社会保障制度全体の改善に向けて検討する必要もある。たとえ、消費税で年金財源を賄うにしても、税方式の利点だけでなく、他方で社会保険方式がもつ特性（自効努力の大切さ）を訴えることも必要である。

いずれにせよ基幹税になりつつある消費税は、今後の行政政策にとって重

要な役割を担うことになる。したがって、消費税収のすべてあるいは大部分を、主要社会保障関係費である基礎年金、医療、介護に、特に基礎年金財源のみに充当してもよいのだろうかという疑問も生じうる。つまり、消費税の一本化による財源確保よりも社会保険料を含めたうえで、財源確保を進めていくことも分野によっては重要である。しかし、すべての国民が将来にわたり生活を営んでいくうえで不必要な不安を取り除くためには、日本の現状から判断し、消費税による基礎年金財源化が望ましい。これによってこそ国民生活、経済活動が安定化すると考えられるからである。

以上第I章では、社会保障関係費中の基礎年金、老人医療、介護の主要分野、特にその中の基礎年金財源を消費税によって賄った場合の財源の大きさ、税率の問題を検討してきた。

第II章では、消費税の福祉目的税化の問題について、それを取り巻く経済環境、諸外国の実情比較などと併せてさらに具体的に取り上げることしたい。

II 消費税の福祉目的税化問題

消費税で社会保障財源の多くの部分、あるいは特に基礎年金を賄うためには、それに見合う消費税収の確保が必要とされる。今日の経済情勢を考えれば、消費税の引き上げは困難かもしれない。しかし、社会保障のうち、老後生活を安心して暮らすことができる基礎年金財源に充当すると国民の間で契約を交わすのであれば、国民が不安視する老後生活にも明るい展望が開け、今まで老後生活のために貯蓄していた金融資産も消費に向かうであろう。また、年金の空洞化問題も解決し、若い世代の消費も回復するであろう。その結果、日本経済は回復し、景気も良くなることであろう。また、税収についても、消費税だけでなく所得税や法人税にも波及し、税収増加も期待するこ

とができる。

1 消費税率引き上げの不可避性

(1) 今日における財政状況

消費税が導入されて以来、景気の変動にかかわらず、それは安定した税収

図表10 決算額（一般）

税目	平成2年度 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額
所得税	18,778,687	31.2	19,571,050	32.7	18,472,834	33.9	18,906,026	34.9	16,714,251	32.8	15,725,941
源泉徴収分	7,216,831	12.0	7,178,270	12.0	4,758,532	8.7	4,780,464	8.8	3,703,270	7.3	3,789,130
申告計	25,995,518	43.2	26,749,320	44.7	23,231,366	42.7	23,686,490	43.8	20,417,521	40.0	19,515,071
法人税	18,383,592	30.6	16,595,118	27.7	13,713,602	25.2	12,137,889	22.4	12,363,141	24.2	13,735,405
法人特別税	-	-	-	-	318,428	0.6	286,145	0.5	17,784	0.0	4,365
相続税	1,918,044	3.2	2,582,963	4.3	2,746,194	5.0	2,937,653	5.4	2,669,889	5.2	2,690,282
地価税	-	-	-	-	520,112	1.0	605,349	1.1	486,983	1.0	406,342
消費税	4,622,675	7.7	4,976,284	8.3	5,240,949	9.6	5,586,469	10.3	5,631,529	11.0	5,790,075
酒税	1,934,966	3.2	1,974,240	3.3	1,960,961	3.6	1,952,386	3.6	2,112,727	4.1	2,060,989
たばこ(消費)税	995,916	1.7	1,015,689	1.7	1,019,946	1.9	1,029,790	1.9	1,039,817	2.0	1,042,003
砂糖消費税	△2	△0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-
揮発油税	1,505,526	2.5	1,537,457	2.6	1,563,072	2.9	1,626,813	3.0	1,813,340	3.6	1,865,077
石油ガス税	15,663	0.0	15,413	0.0	15,221	0.0	15,096	0.0	15,403	0.0	15,284
航空機燃料税	64,066	0.1	68,963	0.1	72,876	0.1	76,786	0.1	81,617	0.2	85,513
石油税	486,968	0.8	488,314	0.8	505,384	0.9	490,677	0.9	524,318	1.1	513,092
物品税	4,554	0.0	1,579	0.0	789	0.0	602	0.0	344	0.0	304
トランプ類税	21	0.0	2	0.0	2	0.0	1	0.0	-	-	-
取引所税	41,257	0.1	38,782	0.1	35,888	0.1	44,412	0.1	41,330	0.1	43,761
有価証券取引税	747,947	1.2	442,986	0.7	312,521	0.6	455,056	0.8	390,507	0.7	479,103
通行税	△395	△0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-
入場税	6	0.0	3	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0
自動車重量税	660,948	1.1	651,942	1.1	693,042	1.3	701,250	1.3	754,298	1.5	783,650
関税	825,203	1.4	923,419	1.5	915,450	1.7	880,890	1.6	907,547	1.8	950,038
とん税	8,921	0.0	9,114	0.0	8,873	0.0	8,630	0.0	8,726	0.0	8,707
その他	37	0.0	0	0.0	55	0.0	4,687	0.0	1,350	0.0	399
印紙収入	1,894,433	3.2	1,748,797	2.9	1,570,592	2.9	1,599,103	3.0	1,751,861	3.4	1,941,316
合計	60,105,864	100.0	59,820,384	100.0	54,445,324	100.0	54,126,174	100.0	51,030,033	100.0	51,930,778

(注) 1. この表は、「(1) 租税及び印紙収入決算額調べ」の「租税及び印紙収入決算額⑦」欄の一般会計の累年比較を示したものである。

2. 平成8年度以降の法人特別税、砂糖消費税、物品税、トランプ類税、通行税及び入場

高齢化福祉社会財源としての消費税の意義と改革課題（川本/柿本）

をあげている（図表10）。特に1998年以降、一般会計における税収の2割を占め、多少の変動があるものの比較的安定した税収源となっている、つまり今日において消費税は立派な基幹税として存在しているのである。また、今後の主要な税収源として期待されている。

他方、所得税は、ここ10年の推移でみると、税収全体に占める比重は停滞気味か減少傾向にある。申告分、源泉分では申告分の減少が目立つ。すな

会計分の累年比較

（単位：百万円，％）

構成比	8 (1996)		9 (1997)		10 (1998)		11 (1999)		12 (2000)		税 目
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
30.3	15,020,958	28.8	15,402,987	28.6	13,765,760	27.8	12,618,587	26.7	15,878,457	31.3	源 泉 分
7.3	3,943,961	7.5	3,779,748	7.0	3,230,352	6.5	2,828,243	6.0	2,910,448	5.7	申 告 分
37.6	18,964,919	36.4	19,182,735	35.6	16,996,112	34.4	15,446,830	32.7	18,788,905	37.0	所 得 税 計
26.5	14,483,327	27.8	13,475,426	25.0	11,423,194	23.1	10,795,085	22.9	11,747,194	23.2	法 人 税
0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法 人 特 別 税
5.2	2,419,865	4.7	2,412,872	4.5	1,915,579	3.9	1,885,339	4.0	1,782,208	3.5	相 続 税
0.7	177,238	0.3	160,078	0.3	3,891	0.0	1,689	0.0	853	0.0	地 価 税
11.1	6,056,759	11.7	9,304,697	17.2	10,074,383	20.4	10,447,079	22.1	9,822,141	19.4	消 費 税
3.9	2,070,689	3.9	1,961,868	3.6	1,898,294	3.8	1,871,735	4.0	1,816,440	3.6	酒 税
2.0	1,079,814	2.1	1,017,617	1.9	1,046,172	2.1	905,000	1.9	875,509	1.7	た ば こ 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	砂 糖 消 費 税
3.6	1,915,238	3.7	1,926,065	3.6	1,998,244	4.0	2,070,652	4.4	2,075,186	4.1	揮 発 油 税
0.0	14,986	0.0	14,656	0.0	14,446	0.0	14,359	0.0	14,164	0.0	石 油 ガ ス 税
0.2	87,814	0.2	87,942	0.2	90,092	0.2	87,239	0.2	88,041	0.2	航 空 機 燃 料
1.0	525,198	1.1	496,721	0.9	476,657	1.0	485,895	1.0	488,960	1.0	石 油 税
0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	物 品 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ト ラ ン プ 類
0.1	41,980	0.1	39,740	0.1	19,024	0.0	-	-	-	-	取 引 所 税
1.0	391,488	0.7	403,627	0.7	172,616	0.3	-	-	-	-	有 価 証 券
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 行 税
0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 場 税
1.5	826,074	1.6	812,841	1.5	816,528	1.7	843,115	1.8	850,669	1.7	自 動 車 重 量
1.8	1,023,983	2.0	952,920	1.8	868,688	1.8	810,150	1.7	821,451	1.6	関 税
0.0	8,790	0.0	9,206	0.0	8,557	0.0	8,705	0.0	8,843	0.0	と ん 税
0.0	2,596	0.0	1,393	0.0	963	0.0	119	0.0	133	0.0	そ の 他
3.7	1,969,346	3.8	1,681,076	3.1	1,608,442	3.3	1,561,493	3.3	1,531,799	3.0	印 紙 取 入
100.0	52,060,104	100.0	53,941,481	100.0	49,431,880	100.0	47,234,484	100.0	50,712,497	100.0	合 計

税は、その他に含めた。

3. 平成11年度以降の取引所税及び有価証券取引税は、その他に含めた。

〔出所〕 国税庁『統計情報』より。なお、英訳文の部分などについては省略した。

わち1990年度の申告分は税収のうち12%を占めていたが、2000年度においては5.7%まで下降している。源泉分は一時的に低税収の期間が続いたが、比較的安定した税収源となっており、2000年度における税収全体に占める割合は31.3%である。

もう一方の基幹税である法人税については、絶対額も比重も減少傾向であることが目立つ。バブル期のピーク時であった1990年度では税収に占める割合が30.6%であったのが、2000年度では23.2%へと大きく下降している。所得税や法人税それぞれの税収減は、バブル経済の崩壊がもたらした影響によるところが大きい。一般会計の推移からみても、全税収額は1990年度決算額が60兆1059億円であるのに対して、2000年度では50兆7125億円である。この10年間で10兆円規模の税収が減少したことになる。

2003年度政府予算案では、一般会計における歳入として41兆7860億円²⁴⁾の税収源が見込まれている。これは1987年度当初の予算水準であり、したがって1987年当時の財政規模にタイムスリップしたうえで、現状を打破する政策を行わねばならない状況である。一般会計に占める税収割合もわずか半分程度の51.1%になるであろうと推計されている²⁵⁾。一般会計に占めるこの税収割合は、諸外国と比較すれば著しい低水準であることに気づく。また、国債依存度も過去最悪水準である44.6%に達し、2003年度末国債残高は約450兆円に達するであろうと見込まれている。これは2003年度税収の11年分に相当する額であり、国債金利が上昇すればさらに財政が圧迫される。

ここ数年においては、厳しさを増す財政状況から財政の効率化や質的改善を図り、可能な限り公債発行額を縮減しようと努力している。しかし、少子高齢化の急速な進展にともなう社会保障関係費の増加や景気対策のための公共事業の補正予算化が財政を逼迫させてきた。

少子化、高齢化が進んでいくにつれて労働人口が減少する。また企業の国際競争が厳しさを増すなかで、課税される国民や企業も負担が限界を超えて

しまう。さらに企業活動にともなう、人、モノ、金の移動が国際的に活発になり、グローバル化が進む経済状況の下では、過度に累進的な課税を行うことは経済活動を阻害する可能性を大きくする。このため、所得税や法人税の増税で増加一方の社会保障関係費を賄うことは非現実的である。年金などを社会保険料で賄う場合も同様である。サラリーマンや企業にとって保険料は、所得から強制的に徴税されるという点で、所得税や法人税の直接的な痛みと変わらない。その点、消費税は所得に対する課税と比べて、広く薄く負担を広げることができる。また、所得課税や保険料とは異なり企業側の直接的な負担が増加しないため、投資の減少を招く恐れがなく経済の活性化に寄与しやすい。今日までの経済活動の低迷要因の一つとして社会保障の不安があげられ、この影響が消費を冷やし、経済の活性化を阻害してきたことは間違いないであろう。その結果は、税収にも響いてくる。仮に経済活動の低迷が長期化するのであれば、現状で安定税収である消費税収も税収減に陥り、回復が見込めない状況も生じうる。また、高齢化が進展する状況において将来世代に過度な負担を強いることは、将来における日本経済の活力の足かせとなりうる。

消費税は、こうした厳しい低成長時代の経済やこれから迎える少子高齢化社会にとって「恩恵」をもたらすものとする。問題の根源は、すべて制度改革の遅れである。あるいは、財政を運営していく焦点は、税収不足をいかに回復するのか、そして社会保障関係費をはじめとする歳出増を節制しうるかどうかである。現状から考えれば、まず景気動向を最優先する中で、国民の社会保障を安定させるために消費税率の引き上げを図っていくことが妥当と考える。特に、国民が老後生活を安心して送るための最低限保障とする基礎年金については、これを国民に給付すべきことを確約することである。

(2) 国民の意識調査

2003年1月8日付の『朝日新聞』による「定期国民意識調査」の結果か

らは、老後の不安を抱えている状況をうかがうことができる。老後に不安を「感じている」人が66%を占め、78年初回の36%から倍近く増加した。一方、「感じていない」とする人は56%から31%に大きく減少した。「感じている」と答えた人を年代別にみると、40代、50代がいずれも76%で不安感が強い。その不安内容では、「暮し向き」が39%、「健康」が14%であり、78年の20%、7%からそれぞれ倍増した。78年に世代別で「老後に不安がある」という回答が一番多かったのは、40代の49%であった。それが今回、76%に増加しただけではなく、20代の不安感は23%から50%に、60歳以上でも25%から60%に増加し、全世代で急増した。将来の「暮し向き」への不安が調査に反映する結果となっている。

また、税制調査会による「税についての対話集会」のまとめでは、①「あなたの税金についてどのような要望がありますか」という質問では、「税制が複雑なので、わかりやすい税制にしてほしい」が42%、次に「税負担が不公平なので、不公平をなくしてほしい」が38%であった。②「税負担のあり方として、どのようなものが望ましいとお考えですか」という質問では、「少子高齢化社会の下では、今まで以上に皆で税の負担を広く分かち合う」を61%が選択していた。③「将来の税制として、どのような税の役割を高めるべきとお考えですか」という質問では、「消費一般に対して広く課税する消費税の役割を高めるべき」を58%が選択していた。そして総括においては、「政府税調は、今後、10～20年を視野に入れた〈あるべき税制〉の姿として、大幅な歳出削減を前提に、皆で負担を分かち合いながら、増税もやむをえない選択だとしています。このような考え方について、どうお考えですか」という質問では、「賛成とどちらかといえば賛成」を含めると73%が選択していた。最後に、「あるべき税制の構築に向けた基本方針」についての部で、消費課税のうち中小事業者に対する特例措置についての質問では、「消費税に対する不信感をなくすためには見直しが必要」と考えている割合は81%にもものぼっている。

また、「税についての若者集会」のアンケートでは、次の結果であった。「あなたの税金についてどのような要望がありますか」という質問では、「税制が複雑なので、わかりやすい税制にしてほしい」が46%、「税負担が不公平なので、不公平をなくしてほしい」が39%であった。「税負担のあり方として、どのようなものが望ましいとお考えですか」という質問では、「少子高齢化社会の下では、今まで以上に皆で税の負担を広く分かち合う」を59%が選択していた。「将来の税制として、どのような税の役割を高めるべきとお考えですか」という質問では、「消費一般に対して広く課税する消費税の役割を高めるべき」を49%が選択していた。

また、消費税についての質問の中で、「少子高齢化が進んでいくなかで、社会保障支出の増大や財政構造改革を考えると、今後、税率の引上げ、その役割を高めていく必要があるという意見があります。これについて、どうお考えですか」という質問では、「社会保障支出の増大や財政構造改革を考えると、税率の引上げはやむを得ない」を59%が選択している。「免税点制度や簡易課税制度という中小事業者に対する特例措置について、消費者の不満が強いことから抜本的に見直すべきとの意見があります。これについてどうお考えですか」という質問では、「消費税に対する不信感をなくすためには見直しが必要」とすることに対しては83%が選択していた。最後に、「政府税調は、今後、10～20年を視野に入れた〈あるべき税制〉の姿として、大幅な歳出削減を前提に、皆で負担を分かち合いながら、増税もやむを得ない選択だとしています。このような考え方について、どうお考えですか」という質問では、「賛成とどちらかといえば賛成」を含めると72%が選択していた。

若者集会においても、対話集会の結果と同様な見解が示されている。両方のアンケート結果からは、歳出削減と全国民で負担を分かち合いつつ、増税で対処しても良いと容認していることが示されている。しかし、消費税率の引き上げによって対処するにしても、消費税制度の見直しが必要とし、この

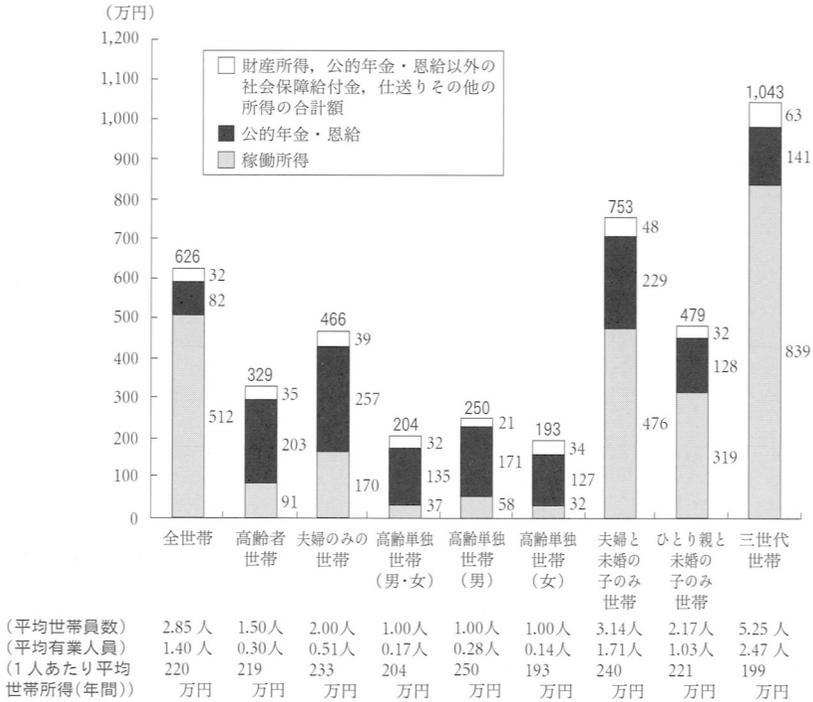
見直しの対象は、中小事業者に対する特例措置の中で認められている免税点制度と簡易課税制度である。これは益税を生み出す制度となっていることに問題がある。消費税制度を見直したうえでとの条件付きで、将来の消費税の役割に期待している傾向が理解できる。

(3) 高齢者の資産状況

仮に、個人が保有する財産が消費に回された場合、どれほどの消費規模になるのだろうか。ここでは、高齢者が保有する所得や資産を若い世代のそれと比較しながら検討する。まず、高齢者世帯の所得をみる。高齢者世帯の所得は世帯類型や世帯構造の違いによって異なっており、しかも多様である(図表11)。平成13年度の『国民生活白書』によると、全世帯の1世帯当たりの年間平均所得金額は626万円である。これに比べて高齢者世帯と夫婦のみの世帯、高齢者の単独世帯、そして一人親と未婚の子のみの世帯は下回っている。特に、高齢女性の単独世帯は193万円ともっとも低く、高齢者の男性単独世帯より2割ほど下回っている。これに対して、夫婦と未婚の子のみの世帯、三世帯世帯は全世帯に比べて高くなっている。

このことから、三世帯世帯や有業者の多い世帯では年間所得額が多いことが理解できる。しかし、こうした世帯も今後は核家族化していき減少すると見込まれている。次に、1世帯当たりの年間平均所得金額の内訳をみると、高齢者世帯では329万円のうち公的年金や恩給給付は203万円であり、62%を占めていることになる。また、夫婦のみの世帯、高齢者の単独世帯も公的年金や恩給による所得割合が多く占め、全体として所得額の低い高齢者にとっては、公的年金や恩給は重要な所得の源泉であることがわかる。他方、所得額の高い世帯は稼働所得が多く、公的年金や恩給の割合が低い。一人親と未婚の子のみの世帯では、所得額が全世帯よりも低いものの、稼働所得の割合が高い。また、所得階級別の世帯分布をみると、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額である329万円以下の世帯は、全体の三分の二を占めてい

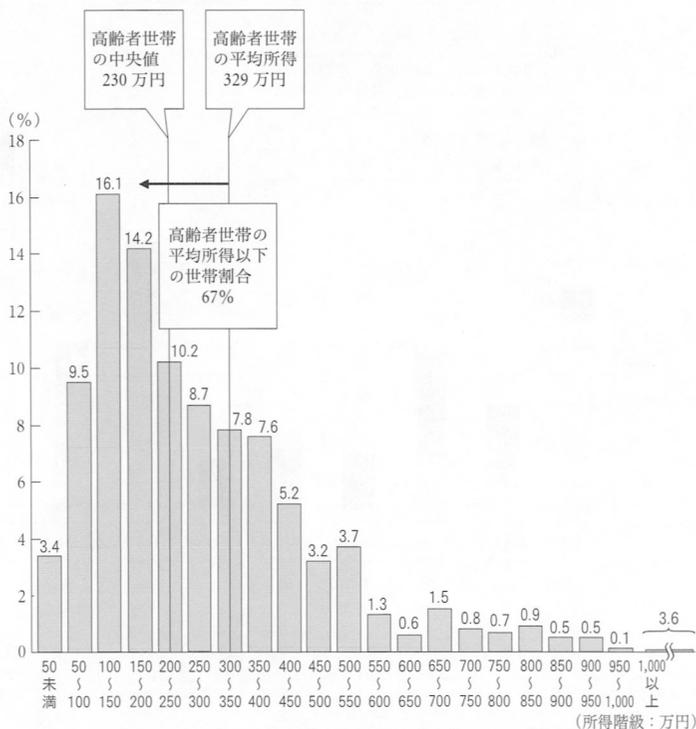
図表 11 高齢者世帯の所得と内訳



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2000年)により作成。
 2. 高齢者世帯、65歳以上の者のいる世帯構造別・所得種類別1世帯あたり平均所得金額(年間)。
 3. 「高齢者世帯」は、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 4. 「夫婦のみの世帯」は、65歳以上の者のいる世帯のうち、世帯主とその配偶者のみで構成する世帯。
 5. 「高齢単独世帯」は、65歳以上の者のいる世帯のうち、世帯員が1人の世帯。
 6. 「夫婦と未婚の子のみ世帯」は、65歳以上の者がいる世帯のうち、夫婦と未婚の子のみで構成する世帯。
 7. 「ひとり親と未婚の子のみ世帯」は、65歳以上の者がいる世帯のうち、父親または母親と未婚の子のみで構成する世帯。
 8. 「三世代世帯」は、65歳以上の者がいる世帯のうち、世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯。
 9. 「稼働所得」とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。
 10. 「財産所得」とは、家賃・地代の所得、利子・配当金をいう。

〔出所〕内閣府編集『国民生活白書(平成13年度)』28ページより(ただし図表を見やすくするため、本稿執筆者が一部を簡略化している)。

図表 12 平均以下に多く集まる高齢者世帯の所得



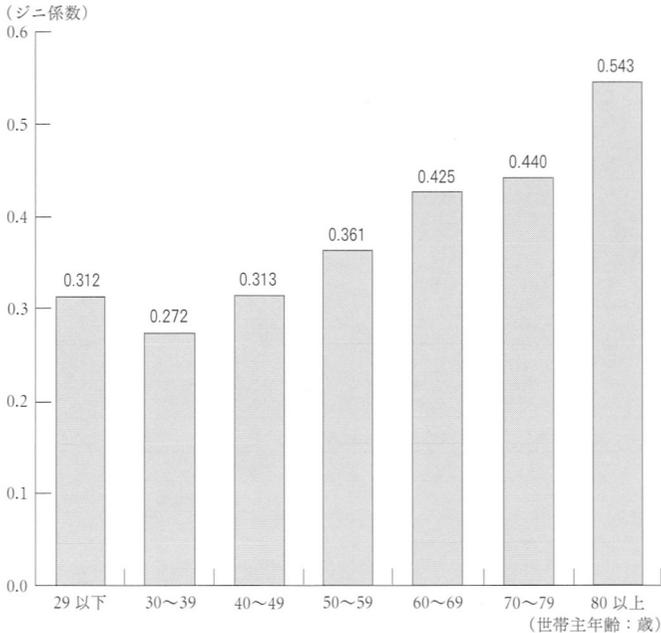
(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2000年)により作成。
 2. 高齢者世帯における1世帯あたりの所得金額階級別世帯割合。
 3. 全世帯の平均所得金額は626万円、中央値は506万円。
 [出所] 内閣府編集『国民生活白書(平成13年度)』29ページより。

る(図表12)。

では、世帯主による年齢階層別にみた可処分所得金額の格差はどうなっているのでしょうか。年齢階層が高くなるにつれて格差が広がり、高齢者世帯は所得格差が一般世帯に比べて大きく、ジニ係数の最小値である30代と最大値である80歳以上とのひらきが約2倍もあることがわかる(図表13)。

次に、高齢者世帯の資産状況をみてみる。同じく平成13年度『国民生活

図表 13 高齢者世帯の間で大きい所得格差



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2000年)により作成。
 2. 世帯主年齢別・可処分所得金額階級(25区分)別のジニ係数。
 3. 所得のデータは1999年1月1日～12月31日までの1年間の所得。
 4. ジニ係数を算出する際、各所得階級の平均値の代わりに中間値を便宜的に用いた。なお、所得最高額階級(2000万円以上)には中間値がないため、総世帯の平均所得金額から逆算して求めた金額を代用した。

〔出所〕内閣府編集『国民生活白書(平成13年度)』30ページより。

白書』によると、貯蓄残高から負債残高を差し引いた金融資産額は、世帯主が60歳代以上の高齢者世帯では、世帯主が50歳代以下の世帯に比べて高くなっており、相対的に多くの金融資産を保有している(図表14)。そこで、1989年から1999年までを5年間おきに、59歳以下の世帯主と60歳以上の世帯主に2区分したうえで、金融資産の保有をみってみる。1989年時では、59歳以下の世帯主は1659万円保有し、60歳以上の世帯主は3067万円保有

図表 14 高齢者で高い金融資産（貯蓄残高－負債残高）

(1) 金融資産（貯蓄残高－負債残高）			
(単位：万円)			
世帯主年齢層	1989年	1994年	1999年
30歳未満	132	170	60
30～39歳	204	153	▲59
40～49歳	431	489	279
50～59歳	894	1,005	1,050
60～69歳	1,487	1,831	1,920
70歳以上	1,580	1,840	2,052

(2) 貯蓄残高と負債残高（1989年）			
(単位：万円)			
世帯主年齢層	貯蓄残高	負債残高	
		住宅・土地	住宅・土地を除く
平均	1,049	304	65
30歳未満	333	159	43
30～39歳	587	333	50
40～49歳	910	411	68
50～59歳	1,271	288	90
60～69歳	1,697	155	55
70歳以上	1,803	178	45

(3) 貯蓄残高と負債残高（1994年）			
(単位：万円)			
世帯主年齢層	貯蓄残高	負債残高	
		住宅・土地	住宅・土地を除く
平均	1,318	407	64
30歳未満	402	187	45
30～39歳	700	492	56
40～49歳	1,099	542	69
50～59歳	1,509	419	86
60～69歳	2,087	207	50
70歳以上	2,060	186	33

(4) 貯蓄残高と負債残高（1999年）			
(単位：万円)			
世帯主年齢層	貯蓄残高	負債残高	
		住宅・土地	住宅・土地を除く
平均	1,452	487	70
30歳未満	365	254	51
30～39歳	707	710	56
40～49歳	1,108	752	77
50～59歳	1,618	474	95
60～69歳	2,189	212	58
70歳以上	2,223	127	44

- (備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」により作成。
 2. 世帯主の年齢階級別1世帯あたりの金融資産（貯蓄残高－負債残高）、貯蓄残高、負債残高。
 3. 「金融資産」は、貯蓄残高から負債残高を差し引いた純貯蓄残高。
 4. 「貯蓄残高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。「負債残高」とは、郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計。

[出所] 内閣府編集『国民生活白書（平成13年度）』31, 168ページより。

している。その格差は1408万円となる。そして、1994年時では、59歳以下の世帯主は1814万円保有し、60歳以上の世帯主は3671万円保有している。その格差は1857万円となる。最後に、1999年時では、59歳以下の世帯主は1329万円保有し、60歳以上の世帯主は3971万円保有している。その格差は2642万円となる。この推移からみて、60歳以上の世帯が保有する金融資産額は顕著に増加していることがわかる。また、金融資産保有額の格差は広がるばかりであることがわかる。

関連して、住宅や宅地資産残高を含めた実物資産と金融資産を階層別にみでみる。すると、高齢者では持家世帯が多く、持家世帯では、金融資産の少ない高齢者夫婦においても、実物資産を3000万円近く保有している²⁶⁾。こうしてみると、高齢者世帯は金融資産を多く保有し、金融資産が少ない世帯であっても実物資産はある程度保有しているとみなすことができる。

ここで、所得と資産との関係についてみよう。平成13年度『国民生活白書』によると、高齢者世帯1世帯当たりの平均所得金額である323万円に関連する点については、300万円未満の世帯が6割を占めている。その世帯が保有している金融資産額が、300万円未満の世帯も6割を占めている²⁷⁾。所得が少なくても金融資産が存在すれば、それを取り崩しながら生計を立てることができる。しかし、実際は、所得の少ない高齢者世帯は、金融資産の保有額も比較的低い傾向にある²⁸⁾。

高齢者が保有している金融資産が家計を通じて消費に回されるならば、経済も活性化し、消費全体の回復に役立つはずである。高齢者が所得を消費に回さず貯蓄に充てた理由として、潜在的に将来への生活不安があることから、これほどまでの金融資産を作り上げてしまった点あげられよう。高齢になれば耐久財を購入する傾向は比較的に弱まり、反対に、生活必需品への消費が強まることは確かであろう。しかし、これもおのずと限界がある。金融資産を有していない人ほど、今後の生活を考えるようになり、したがって消費については鈍化する傾向となる。

上記でみてきたように、金融資産の保有が低い割合は6割にも及ぶ。その他の4割がたとえ裕福であり、消費に回す財源を有していたとしても、経済状況を勘案し、または将来の老後生活を見据えた結果、消費を控えているのである。こうなれば消費は冷え込む。まずは、経済の活性化が重要な課題であり、これにともなって消費も活発になり、ひいては消費税収も潤うことになる。また、勤労世帯人口が相対的に減少傾向にあるので、世代やライフサイクルを通じた税負担の平準化を取り入れ、安定的な税収構造を目指すことが必要である。今後は、消費課税にウェイトを高めながら税体系のバランスを図るべきである。以下、消費税制につき、国際比較を通してみたい。

(4) 諸外国の動向

日本では消費税の呼び名が一般的であるが、諸外国では付加価値税 (VAT) という名が一般的である。欧州を中心として、国や地方の財源を消費課税に求める傾向が主流となってきた。近年の主要国における総税収に占める付加価値税 (一般消費税) と消費課税 (個別消費税) の比率をみると、消費課税が占める割合が低下し、付加価値税は増加している (図表 15)。同図表 15 の付加価値税の割合は、全体として実際より少な目の数値になっているように思えるが (特に西・北欧)、そのまま掲載しておくことにした。付加価値税の課税ベースをみると、ほとんどの国が財やサービスの取引を包括的に課税対象としている日本のような消費税を採用している (図表 16)。付加価値税の税率については、OECD 加盟各主要国の 90 年代における税率の動向 (1991 年と 1998 年) でみよう (図表 17)。まず、オーストリア、ギリシャ、アイスランド、ポルトガルでは変化がなく、アイルランド、オランダのように引き下げられた国も存在する。しかし、多くの国では標準税率が引き上げられている。次に、トルコを除いてどの国も割増税率が廃止されている。最後に、軽減税率については現状を維持しつつも、簡素化を図りながら引き上げられている。

図表 15 OECD 主要国における付加価値税・消費課税の対総税収比率

(単位：%)

		1965 年		1985 年		1997 年	
		A	B	A	B	A	B
連 邦 国 家	オーストラリア	7.4	30.0	7.9	28.6	8.4	22.2
	オーストリア	18.7	36.6	21.0	31.0	18.6	26.9
	カナダ	17.8	34.7	13.2	26.1	13.9	22.3
	ドイツ	16.5	31.1	15.8	24.6	17.6	26.6
	スイス	9.4	28.4	9.3	17.6	10.0	17.0
	アメリカ	4.8	19.9	7.9	16.3	7.8	14.6
単 一 国 家	スウェーデン	10.4	29.5	14.0	25.5	13.6	21.7
	ノルウェー	21.5	39.9	18.2	36.4	20.7	35.9
	デンマーク	9.1	38.3	20.1	33.1	19.8	31.6
	フランス	23.3	37.5	20.0	28.7	17.8	26.6
	オランダ	12.4	27.1	16.2	23.4	16.0	25.5
	イタリア	12.9	37.0	14.5	23.6	12.6	22.4
	スペイン	22.2	40.6	14.7	27.7	16.4	26.6
	イギリス	5.9	30.8	15.2	28.9	19.5	33.4
	日本	—	25.0	—	12.1	7.0	14.5
	OECD 平均	11.9	35.9	15.5	30.7	18.0	30.3
EU 加盟 15 カ国	13.3	36.2	16.6	30.1	17.8	29.3	

(注) A 欄は VAT, B 欄は消費課税の対総税収比率である。

(資料) OECD, *Revenue Statistics*, 1965/1998, 1999 Edition. より作成。

〔出所〕 日本租税理論学会編『消費税法施行 10 年』7 ページより。

こうした傾向には、EU の付加価値税の統合に向けた税率調整が影響している。これは、「1992 年 10 月の蔵相理事会での合意を受けて、同年 12 月付加価値税修正第 6 次指令が出され、① 1997 年 1 月 1 日以降 98 年 12 月 31 日の間については、加盟国は標準税率を最低 15% 以上とする、② 軽減税率については、加盟国は 1 または 2 種類の税率を設定することが認められるが、それらは 5% 以上でなければならぬものとされた。また、この修正指令には組み入れられなかったが、さきの蔵相理事会では、割増税率やゼロ税率の廃止についても合意された」²⁹⁾ためである。他方、発展途上国では、免税制度が広範囲にわたり実施されている。途上国では先進国とは異なり、割増税率を維持している国や標準税率も比較的低い国もある。このような措置がとられる理由として、発展途上国では先進国に比べ、経済発展が未成熟であること、かつ、税務行政が行き届いていなく、その水準が低いために所得課税

図表 16 諸外国の付加価値税の実施状況 (2001年4月現在)

OECD 諸国	ア ジ ア	中 南 米	アフリカ	そ の 他
導入年月	導入年月	導入年月	導入年月	導入年月
フィンランド 1964. 1	イスラエル 1976. 7	ブラジル 1967. 1	コートジボアール 1960. 1	エストニア 1992. 1
デンマーク 67. 7	インドネシア 85. 4	ウルグアイ 68. 1	セネガル 61. 3	ロシア 92. 1
フランス 68. 1	台湾 86. 4	エクアドル 70. 7	ニジェール 86. 1	ベラルーシ 92. 1
ドイツ 68. 1	フィリピン 88. 1	ペルー 73. 1	モロッコ 86. 4	ウクライナ 92. 1
オランダ 69. 1	パキスタン 90. 11	ボリビア 73. 10	チュニジア 88. 7	ラトビア 92. 1
スウェーデン 69. 1	バングラデシュ 91. 7	アルゼンチン 75. 1	マラウイ 89. 5	モルドバ 92. 1
ルクセンブルク 70. 1	タイ 92. 1	コロンビア 75. 1	ケニア 90. 1	フィジー 92. 7
ノルウェー 70. 1	ウズベキスタン 92. 1	ニカラグア 75. 1	マリ 91. 1	ルーマニア 93. 7
ベルギー 71. 1	アゼルバイジャン 92. 1	コスタリカ 75. 1	ベナン 91. 5	サモア 94. 1
アイルランド 72. 11	トルクメニスタン 92. 1	チリ 75. 3	エジプト 91. 7	ブルガリア 94. 4
オーストリア 73. 1	キルギス 92. 1	ホンジュラス 76. 1	南アフリカ 91. 9	リトアニア 94. 5
イタリア 73. 1	アルメニア 92. 1	パナマ 77. 3	アルジェリア 92. 4	マルタ 95. 1
イギリス 73. 4	カザフスタン 92. 1	ハイチ 82. 11	ブルキナファソ 93. 1	アルバニア 96. 7
韓国 77. 7	タジキスタン 92. 1	ドミニカ共和国 83. 1	ナイジェリア 94. 1	クロアチア 98. 1
メキシコ 80. 1	グルジア 92. 3	グアテマラ 83. 8	マダガスカル 94. 9	バスアツ 98. 8
トルコ 85. 1	キプロス 92. 7	トリニダード・トバゴ 90. 1	モリタニア 95. 1	バブアニューギニア 99. 7
ポルトガル 86. 1	中国 94. 1	ジャマイカ 91. 10	ガボン 95. 4	スロベニア 99. 7
スペイン 86. 1	シンガポール 94. 4	エルサルバドル 92. 9	ザンビア 95. 7	マケドニア 2000. 4
ニュージーランド 86. 5	ネパール 97. 11	パラグアイ 93. 7	トーゴ 95. 7	
ギリシア 87. 1	スリランカ 98. 4	ベネズエラ 93. 10	ギニア 96. 7	
ハンガリー 88. 1	モンゴル 98. 7	バルバドス 97. 1	ウガンダ 96. 7	
日本 89. 4	カンボジア 99. 1	蘭領アンティール 99. 3	コンゴ 97. 1	2001年4月現在の導入
アイスランド 90. 1	ベトナム 99. 1		タンザニア 98. 7	国数 123 カ国/196 カ国
カナダ 91. 1	ヨルダン※ 2001.		モーリシャス 98. 9	(「地域」である台湾等を含む)
チェコ 93. 1			ガーナ 98. 12	
スロバキア 93. 1			カメルーン 99. 1	
ポーランド 93. 7			モザンビーク 99. 1	(※は2001年4月現在で実施を予定している国を指す)
スイス 95. 1			チャド 2000. 1	
オーストラリア 2000. 7			スーダン 00. 6	
			ナミビア 00. 11	
			ルワンダ 01.	
			ジンバブエ※ 02. 1	

(注) OECD加盟国中、アメリカは付加価値税を実施していないが、州、郡、市により小売上税を実施している。

〔出所〕 税制調査会「第6回基礎問題小委員会」(平成14年2月)より。

図表 17 OECD 主要国における VAT 税率

	軽減税率		標準税率		割増税率	
	A ¹⁾	B ¹⁾	A ¹⁾	B ¹⁾	A ¹⁾	B ¹⁾
オーストリア	10	10/12	20	20	32	—
ベルギー	1/6/17	0/1/6/12	19	21	25/33	—
カナダ	—	0	—	7/15 ²⁾	—	—
デンマーク	—	—	22	25	—	—
フィンランド	—	8/17	21.2	22	—	—
フランス	2.1/4/5.5/13	2.1/5.5	18.6	20.6	22	—
ドイツ	7	7 ³⁾	14	16 ³⁾	—	—
ギリシア	8	4/8	18	18	36	—
アイスランド	0/14	14	24.5	24.5	—	—
アイルランド	0/2.3/10	0/3.3/10/12.5	23	21	—	—
イタリア	4/9	4/10	19	20	38	—
日本	—	—	3	5	—	—
ルクセンブルク	3/6	3/6/12	12	15	—	—
オランダ	6	6	18.5	17.5	—	—
ニュージーランド	—	—	10	12.5	—	—
ノルウェー	—	0	20	23	—	—
ポルトガル	0/8	5/12	17	17	30	—
スペイン	6	4/7	12	16	33	—
スウェーデン	—	0/6/12	23.5	25	—	—
トルコ	1/6	1/8	12	15	20/50/60/100	23/40
イギリス	0	0/2.5/5	15	17.5 ⁴⁾	—	—

(注) 1) A は 1991 年 1 月現在, B は 1998 年 1 月現在の税率。

2) 15% の調整売上税 (Harmonised Sales Tax) が適用されるのは州の小売売上税と連邦政府の GST とが一体化された州である。15% の HST は 8% が地方, 7% が連邦政府に帰属する。

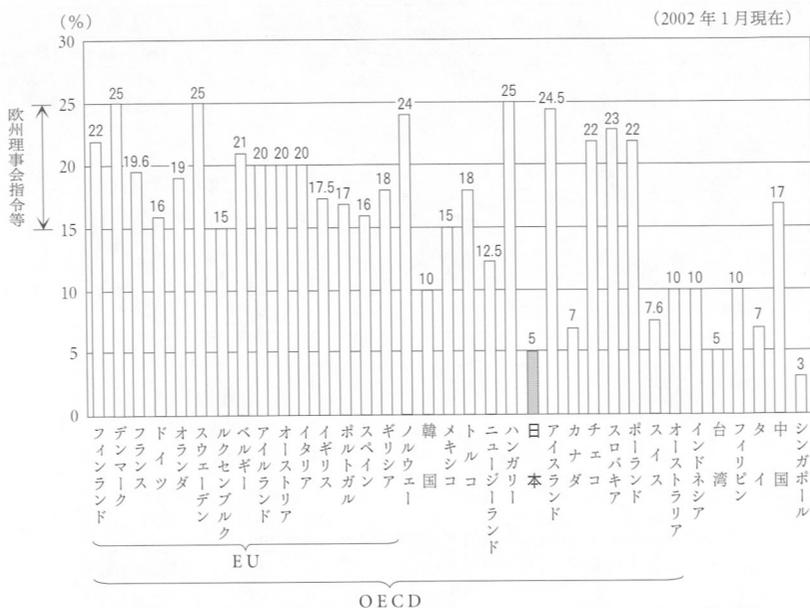
3) 1998 年 4 月 1 日以降適用される税率である。

4) ある種の芸術作品, 骨董品等の輸入については, その割引価額に標準税率が適用されるため, 実効税率は 2.5% になる。

[出所] 日本租税理論学会『消費税法施行 10 年』10 ページより。

が未発達であることがあげられる。また, 国民の諸階層間において経済格差が大きく, 消費構造も階層的になっているため, 複数税率や免税によって対応せざるをえないためでもある (図表 18)。こうしたなか 1990 年代において, 各国の租税に対する体系が変化している。すなわち, 「K. メセールによれば, 80 年代と 90 年代では租税環境について, 次のような差異が生じたという。すなわち, ① 改革の対象が税務行政問題にシフトしたこと, ② インフレが税収に及ぼす影響は後退したこと, ③ 財政赤字, 財政硬直化の問題が

図表 18 付加価値税率（標準税率）の国際比較



- (備考) 1. 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税（地方税）である。
 2. カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。（例：オンタリオ州8%）
 3. アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。（例：ニューヨーク市8.25%）
 4. 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。

〔出所〕 税制調査会「第13回基礎問題小委員会」（平成14年5月）より。

焦点になってきたこと、④貯蓄に及ぼす課税の影響に対する関心も後退したこと、⑤包括的課税からの乖離が進行したこと、⑥環境税が強調されるようになったこと³⁰⁾などがあげられている。

上記六つのうち、日本にとっては③の財政赤字、財政硬直化の問題がこれからの税制に大きな影響を与えることになるのではないだろうか。OECD主要国の「租税体系」の1985年と1997年比較をみると、社会保険拠出金の比率が90年代に入り上昇している。OECDの平均では25%へと拡大して

図表 19 OECD 主要国の租税体系（構成比）

（単位：％）

		個人所得課税		法人所得課税		社会保障拠出金		VAT		個別消費税		資産課税	
		1985	1997	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1985	1997	1985	1997
連邦国家	オーストラリア	45.2	42.0	9.4	14.6	—	7.9	8.4	20.7	13.8	7.8	9.2	
	オーストリア	22.9	22.1	3.5	4.7	31.8	34.2	21.0	18.6	9.9	8.2	2.4	
	カナダ	35.2	38.0	8.2	10.3	13.5	13.4	13.2	13.9	13.0	8.4	9.3	
	ドイツ	28.7	23.9	6.1	4.0	36.5	41.6	15.8	17.6	8.7	9.0	3.0	
	スイス	35.1	31.2	6.0	5.9	31.6	36.9	9.3	10.0	8.3	7.0	8.2	
	アメリカ	37.8	39.0	7.5	9.4	25.2	24.2	7.9	7.8	8.4	6.8	10.7	
単一国家	スウェーデン	38.7	35.0	3.5	6.1	25.0	29.2	14.0	13.6	11.6	8.0	2.3	
	ノルウェー	22.5	25.7	17.2	12.2	20.8	22.4	18.2	20.7	18.3	15.2	1.9	
	デンマーク	50.5	52.4	4.8	5.2	3.7	3.2	20.1	19.8	13.0	11.8	4.2	
	フランス	12.8	14.0	4.5	5.8	43.3	40.6	20.0	17.8	8.7	8.8	4.4	
	オランダ	19.4	15.6	7.0	10.5	44.3	40.9	16.2	16.0	7.2	9.5	3.5	
	イタリア	26.7	25.3	9.2	9.5	34.7	33.5	14.5	12.6	9.1	9.7	2.5	
	スペイン	19.7	21.9	5.2	7.8	41.3	35.0	14.7	16.4	13.0	10.2	3.5	
	イギリス	26.1	24.8	12.6	12.1	17.8	17.2	15.5	19.5	13.8	13.9	12.0	
	日本	24.7	20.5	21.0	15.0	30.3	36.9	—	7.0	12.1	7.6	9.7	
	OECD 平均	29.7	26.6	8.0	8.8	22.3	24.9	15.8	18.0	16.0	12.4	5.1	
EU 加盟 15 カ国	28.0	25.5	6.4	8.5	28.7	28.6	16.6	17.8	13.3	11.5	3.8		

（資料） OECD, *Revenue Statistics, 1965/1998*, 1999 Edition. より作成。

〔出所〕 日本租税理論学会編『消費税法施行 10 年』12 ページより。

いる。社会保険拠出金の比率が高い国はドイツをはじめ、オランダ、フランス、スイス、日本、スペインなどである。対して、比率が低い国は、デンマーク、カナダ、イギリスなどである。これらの国は、社会保障制度を主に租税によって運営している国である。1985年から1997年にかけて、社会保険拠出金の依存度を高めた国は、日本、スイス、ドイツ、スウェーデンなどであり、逆にスペイン、オランダ、フランスなどは低下している（図表19）。

また、タックス・ミックスの在り方についても、国際的な論争が展開されてきた。例えば、「K.メセールによると、①多くの国で所得課税から消費課税へ重心を移せとする主張が強まったこと、②いくつかの国では、他国と比べて競争上の不利をもたらす要因となっている雇用税を撤廃して、付加価値税へ転換すべきだとする提起がなされたこと、そして、③社会保障の財源を被用者の社会保険拠出金ベースから所得税ベースへ転換する必要があ

るのではないかという論争が展開されたこと³¹⁾があげられる。ここでも、③の社会保障財源問題の重要性が指摘されている。被用者と企業が負担する社会保険拠出金から、所得税を主とした租税への負担に変更するべきとの論争の紹介である。

こうした議論の中で、国際的な税制改革のうち、① 所得課税中心の税体系にするのか、それとも消費課税中心にするべきなのか、② 所得課税中心の租税体系をとるのであれば、消費課税の位置付けはどのように考えれば良いのか、③ 付加価値税の福祉目的税化は是か非か、④ 高齢化社会が進展する中では、社会保障財源は社会保険中心方式が良いのか、それとも税中心方式の方が良いのか、または両者を組み合わせたタイプが良いのか、といった問題が提起されるに至った。以下で、これらのうち③を取り上げて検討したい。

2 消費税福祉目的税化の意義と課題

(1) 消費税導入の経緯と消費税の位置付け

日本財政は昭和40年の不況を機に、国債依存の財政運営を行うことになったが、以来、国と地方ともに赤字財政運営が継続された。こうした財政運営の厳しさも手伝って、昭和40年頃から、ヨーロッパ型の付加価値税が税制改革の研究対象になっていった。おりしも戦後基幹税である所得税は、昭和50年代後半から世界的には1980年代に入り、専門家の中からその欠点を指摘する声が大きくなりつつあった³²⁾。その論点は、二つのグループに分かれる。一つは所得税の累進性が経済活動にマイナスのインセンティブをもたらすというものであり、この欠点を直すにはフラット・タックス(単一税率制)の採用が望ましいとされた。この考えは、所得税を廃止するのではなく、所得税自体を簡素にし、これにあまり重心を置かないことを主張している。もう一つは、所得税の代わりに支出税を採用すべきというものである。支出税の

図表 20 国税収入構成（直接税・間接税等）の国際比較

（単位：％）

年 度	日 本		アメリカ		イギリス		ド イ ツ		フランス		イタリア	
	直接 税	間接 税等										
平成 2 (1990)	73.7	26.3	91.7	8.3	59.2	40.8	50.1	49.9	40.0	60.0	57.2	42.8
3 (1991)	73.3	26.7	90.8	9.2	56.9	43.1	49.6	50.4	40.6	59.4	55.6	44.4
4 (1992)	70.7	29.3	90.3	9.7	55.9	44.1	49.8	50.2	39.7	60.3	58.5	41.5
5 (1993)	69.4	30.6	90.5	9.5	54.1	45.9	47.6	52.4	40.2	59.8	59.4	40.6
6 (1994)	66.6	33.4	90.3	9.7	54.0	46.0	45.8	54.2	39.3	60.7	54.2	45.8
7 (1995)	66.1	33.9	90.8	9.2	54.9	45.1	47.9	52.1	39.6	60.4	54.8	45.2
8 (1996)	65.3	34.7	92.1	7.9	54.7	45.3	46.0	54.0	39.2	60.8	55.4	44.6
9 (1997)	63.4	36.6	92.6	7.4	56.9	43.1	45.8	54.2	39.6	60.4	56.7	43.3
10 (1998)	59.3	40.7	93.2	6.8	57.3	42.7	45.4	54.6	39.6	60.4	52.4	47.6
11 (1999)	57.2	42.8	92.5	7.5	57.1	42.9	46.9	53.1	41.5	58.5	53.6	46.4
12 (2000)	61.3	38.7	93.3	6.7			47.4	52.6	43.4	56.7	52.1	47.9

（資料） 財務省主税局調

（注） 1. イギリスの数字は暦年計数である。ただし、平成 9 年度から会計年数の計数による。

2. ドイツの平成 2 年は旧西ドイツ，平成 3 年以降は全ドイツの数値である。

〔出所〕 国税庁「統計情報」より。なお、英訳文などは省略した。

考えからは、税の仕組み、税率についてはまちまちの見解が生じ、明快な答えは出なかった。こうした二つの見解につき、「ベックマンが自信をもって説明するように所得税を廃止した国はない」³³⁾。しかしながら、世界主要国、特に英米両国の所得税の累進構造は弱められ、代わりに付加価値税に比重が置かれるようになっていく。これは、直接税から間接税へのシフトである（図表 20）。

日本でも、昭和 60 年代以降、国民の所得税負担に対する不満が増してきたことによって、政府もこれに対応しなくなってきた。すなわち「国際的な税制改革の潮流にあわせる必要があること、これ以上所得税に頼っても税収確保の点で無理がある、との理由で間接税の充実のためには、その代替手段として所得税の減税を図る方がよいという判断」³⁴⁾であった。これは、消費税を導入し、消費税と所得税の組み合わせで税収を確保しようとするものであった。

ただし、EU 諸国の付加価値税導入の目的と、日本が消費税を導入した目

的とは大きく異なる面もあったことは確かである。EU 諸国の付加価値税導入の目的は「古くから、既存の多段階取引高税を導入」³⁵⁾しており、これを改良して、さらに経済統合化にともない拡大して現在に至っている。これに対して、日本が消費税を導入した直接目的は、国債依存が続く財政赤字の拡大であり、それに加えて、高齢化社会を目前にした社会保障関係費の増加であった。当時、直接税の改革による財政赤字の是正が困難であったために、所得税中心の税体系から消費税へ比重を移すこと（直間比率の是正）によって財政赤字を解決しようという考えであった。時が経って、今日の財政赤字の原因には、社会保障の充実にもなう年金給付にかかる経費や、医療費の増加があげられる。さらに、バブル崩壊による不景気が重なったことにより、法人税、所得税がともに減少したために、より一層財政赤字が膨れ上がる事情も加わった。こうした状況にあるため、社会保険料や個人の所得税に対する増税は困難になり、なおかつ直接税の負担が不公平（特に水平的不公平）であるという主張が存在することで、所得税の増税は不可能に近いというのが実情である。

いま一つに、日本の消費税はそれを導入するさい、動機が「唐突」であったことも指摘されよう。もとをたどれば、1979年の一般消費税の導入が試みられた時は、財政赤字を縮小することが主な目的だと考えられていたが、その後、福祉充実のためという目的に転化していったのである。すなわち、「日本の人口が急速に高齢化するので、年金、医療、介護を中心として社会保障関係費が増大することになる。そのための財源対策を検討するとき、国民負担率の上昇は現行制度を前提とするかぎり、大幅なものとならざるをえない。年金等の受給者は高齢化とともに増加するが、勤労世帯数は減少傾向にあり、社会保険料、租税負担の上昇は不可避な状況にある。そこで低税率でも、かなりの税収を安定的に確保できる付加価値税が有力な候補として重視されるに至った」³⁶⁾といわれていた。そうすれば、当初は財政赤字縮小を図るため、後には福祉のためを口実として、消費税が「場当たりの」に導入

されたのかとの疑いも生じよう。

政府税制調査会前会長であった加藤寛氏は、後に雑誌のインタビューで次のように本音を述べられている。「消費税を導入した時、高齢化社会に備えるためと言われ、われわれ税調もそう説明しましたが、本当はあれは、ああ言えば一般の人にわかりやすいからということでもあった。消費税の本当の意義はそういうものではないんです。暗い徴税である所得税を減らす分、明るい消費税を増やすという考えが正しい」³⁷⁾。つまり社会保障費の増加を見据えて、これに対応すべきためとの目的は、必ずしも最初からあったわけではないということになる。

しかし導入の背景、動機がどうであれ、消費税は今や基幹税の一つとなり、今後の税財政にとり、特に福祉財源の手段として決定的な役割を担われるに至っている。そこで以下、消費税の役割を「福祉目的財源化」の視点から取り上げよう。

(2) 消費税の福祉目的税化の意義と福祉プログラム

消費税を目的税化した場合、かえって財政全体の硬直化を招くことになるのではないかと、諸外国でもこれを目的化した事例は見当たらない。したがって、消費税を福祉目的税化することについては慎重に検討すべきであると、税制調査会の答申では述べられている。ところが他方で、将来の税財政を考えるうえで、社会保障給付の増加にいかに対応すべきなのかが重要な課題となりつつあり、そのため財源として消費税の充実が不可避であるのであれば、福祉目的税化も検討に値するとの考えも、答申では述べられている。これについては、消費税の福祉目的税化は、将来の税財政の在り方に大きな影響を及ぼすものであるため、少なくとも社会保障経費については将来に負担を先送りするのではなく、消費税の充実によって対応していくというのであれば、あえて消費税を福祉目的税化する意義は見出せないのではないかと、との反論もある。

一体、消費税の福祉目的税化が検討される理由はこういったものであるのか。それは、国民年金のみならず、厚生年金の未納者や未加入者の増大による「年金の空洞化」が進行していること、第3号被保険者の問題を解消するため、また消費税を財源とすることで高齢者世代にも負担を求めることができるといった点が大きな現実問題をなしているからである。

実際、平成11年度と平成12年度の予算において、国分の消費税収を基礎年金、老人医療、介護に充てることを予算総則に明記するという事実上の「消費税の福祉目的税化」、いわば間接的な形での、緩やかな目的税化が行われている。平成11年度予算においては、国分の消費税収が7.3兆円であるのに対して、社会保障対象経費として充てられる税負担（国、地方計）額は基礎年金が4.3兆円、老人医療が3.9兆円、介護が0.6兆円の合計8.8兆円となっている。平成12年度予算においては、国分の消費税収が6.9兆円であるのに対して、基礎年金が4.5兆円、老人医療が3.3兆円、介護が1.3兆円の合計9.0兆円となっている。そして、平成14年度予算においては、国分の消費税収が6.9兆円であるのに対して、社会保障対象経費に充てられる額は基礎年金が4.8兆円、老人医療が3.8兆円、介護が1.5兆円の合計10.1兆円となっている。こうした推移からすれば、税収全体としても、ましてや国分の消費税収のみでは必要不可欠の主要福祉財源を賄いきれないのが現状であり、なかでも対象経費として基礎年金の占める割合は大きい。

基礎年金財源確保のために、消費税を福祉目的税化する政策には、いくつかのメリットがある。第一に、社会保険料方式では、どうしても現役世代中心の費用配分になりやすい。しかし、消費税であれば、高齢者にも応分の費用を分担させることができる。第二に、消費税収入の一定割合を年金目的税化し、基礎年金給付の全部または大部分を国庫負担に切り替えることができるのであれば、行き詰まっている国民年金財政を持続的に安定させることができる。それに、老後生活において、最低所得保障を確立することができる。第三に、消費税の福祉目的税化を実施するならば、増税の提案と一緒に

検討され、国民を納得させうるだけの社会保障計画を提示しなければいけないことになる。社会保障の充実と効率が促進されるようになる。第四に、消費税の逆進性問題があげられる。財源が最低限生活のための保障を確立するために使用されるのであれば、それ自体が逆進性批判の対応策になりうる。第五に、被用者と法人企業それぞれに高齢者保障のツケが回されすぎているとする社会不満を緩和させ、日本企業が国内のみならず国際競争力をつけるためには、消費税への依存を高めて企業負担の保険料を低くすることが効果的な政策となりうる、などの諸点である。

消費税の福祉目的税化を提案するためには、社会保障全体について計画を策定しつつ、その中で目的税と結び付けられる支出項目については、具体的な計画を提示しなければならない。この福祉計画と消費税の増税が国民に納得されるためには、福祉計画の内容が説得力をもつものでなければならない。そこで、高齢者介護保障の確立に努めるとともに、公的年金と医療保障について効率化、重点化のために抜本的な見直しを含む長期展望を提示することが望ましい³⁸⁾。このように考えて、今後実施すべき政策課題を検討する。

第一に、不況が長引く日本経済において、景気回復を念頭に置いて安定成長を軌道に乗せることができなければ、消費税の増税は話にならない。しかし、老後の生活保障のためのセイフティネットを整備するための基本方針は増税の時期とは切り離して、すみやかに確定することが必要である³⁹⁾。セイフティネットの不備は、将来生活に対する国民不安の高まりが家計における消費を控えさせることの原因となっているのであり、またこのことが不況から脱出する機会を遅らせている要因にもなっているからである。

第二に、福祉財源を確保するための増税を提案する以前に、歳出の効率を見直さなければならない。道路特定財源のような特定財源は、目的税であるために、かえって既得権化による非効率な運営が行われる原因にもなってきたことを考えると、重点的な支出項目見直しによって効率よく運営される必要がある。

第三に、社会保障給付の重点化のためにも年金改革がきわめて重要である。改革の基本方針としては、公的年金は最低所得の確実な保障を最重点課題とし、二階以上の部分はスリムにするとともに、できるだけ互助努力、自助努力を促進すべきであろう⁴⁰⁾。基礎年金給付費の半額を国庫負担で賄うという方針はすでに政治的に決定されているのであるから、その前提に立った年金財政の長期展望試算をできるだけすみやかに公表することが望ましい。そして、国庫負担率引き上げの次の段階では、完全な税負担方式への転換をも検討課題とすべきであろう⁴¹⁾。

ただし前述のように、重要なことは、社会保障給付のために充当される支出のうち、どれほどの規模を目的税として賄い、どういった給付を目的税として関連づけるかを決定することである。そのさい、目的税として消費税が形のうえで社会保障財源に充当されるとしても、実際には、他の目的のために流用されるのではないだろうかという国民の懸念を払拭させるために、国民と契約することである。また、租税収入総額に対して、社会保障に充当される割合が引き下げられないことも、制度として政治的に保障する必要がある。

今後、基礎年金、高齢者医療、介護を含んだ社会保障にかかる費用は、福祉目的税の対象とされる可能性がある。この三分野のうち福祉目的税化が早期に考えられるとすれば、それは基礎年金であろう。基礎年金の国庫負担については、これから必要とされる財源量の算定が比較的に見積もりやすいことがその理由の一つである。さらに、全国民が基礎年金の受給者になると確約しうるからである。この理由から、さしあたり基礎年金財源として消費税の福祉目的税化が妥当と考える。ただし前述のように、消費税のどれだけを目的税として充当するかについては、諸要因を十分に検討したうえで弾力的であって良いと考える。

いずれにせよ消費税率アップが不可避となっている現在、税率アップは税制そのものの欠陥と一体的に、あるいは欠陥の是正は先行して行われる必要がある。次にこれを取り上げることにしたい。

III 消費税制の改革課題

1 消費税の逆進性緩和策

消費税は、その負担が増加すると所得に対し逆進性が強まるという問題がある。日本の消費税は単一税率を採用しているため、所得階層別に消費性向をみれば低所得者ほど負担が重くなる傾向をもつ。したがって消費税の引き上げによる影響は大きい。

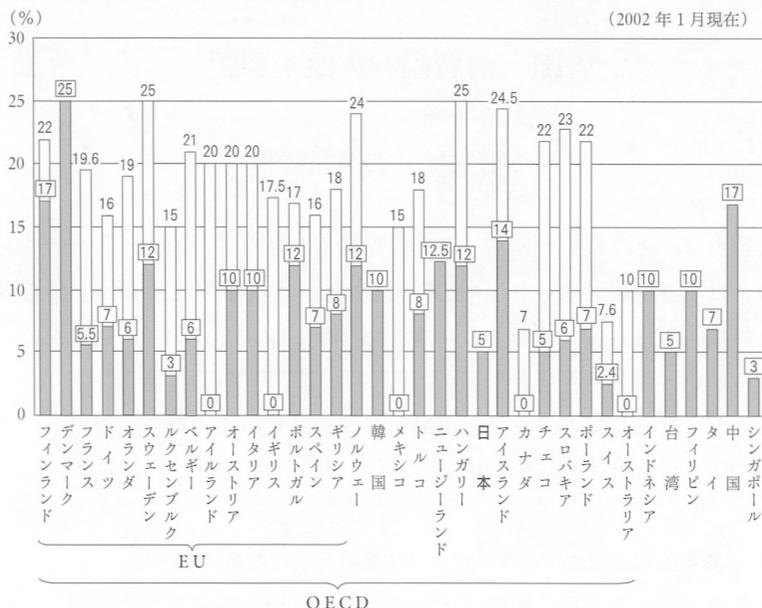
そこで、食料品などの生活必需品に非課税品目の拡大を考えた場合、ゼロ税率にする場合、そして複数税率を採用した場合を検討する。

(1) 食料品などの生活必需品を非課税品目とした場合

消費税の非課税取引の範囲は土地や金融にかかる取引など、消費に負担を求めるといって税の性格上課税することが馴染まない分野や、医療福祉教育など政策的な配慮によって非課税とすることが必要な分野に限定されている。これに関連して、消費税の所得に対する逆進性を緩和するために、食料品などの生活必需品を非課税品目にすべしという指摘があるが、広く薄く公平に負担を求めることができることとされている消費税の特徴を維持するためには、たとえ食料品であっても非課税範囲の拡大を行うことは適当でない、と税制調査会の答申では述べられている。

しかし、消費税がもつ逆進性を少しでも弱め緩和するために、付加価値税を採用している諸外国においては、食料品に対して非課税措置を施す国や標準税率に対して低い軽減税率を設けている国が多い。ただしその場合、消費税率は日本よりずっと高目に設定されている（前掲図表 18 および図表 21）。ここで、食料品を非課税品目とした場合、どれほどに逆進性を緩和できるのであ

図表 21 食料品に対する付加価値税率の国際比較



(備考) 1. 上記中、■が食料品に係る適用税率である。

なお、食料品の範囲は各国ごとに異なる。未加工農産物など一部の食料品については上記以外の軽減税率等が適用される場合があり、また、高級な食料品については標準税率が適用される場合がある。

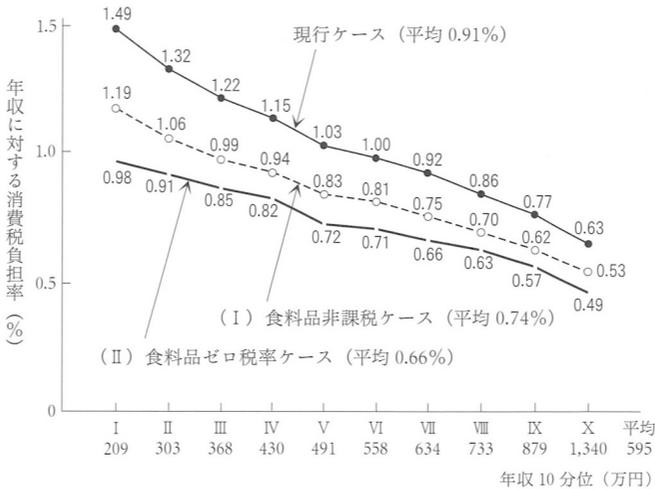
2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。

〔出所〕 税制調査会「第13回基礎問題小委員会」(平成14年5月)より。

ろうか。以下、食料品に単一税率が課税されている場合と比較する(図表22)。

静岡大学税制研究チームによる資料では、消費税導入当時の家計の消費税負担率と食料品を非課税にした場合の負担率とを比較している。ここでの消費税負担率とは、消費税導入にともない物品税などの既存間接税を廃止したことによる価格低下分を考慮し、年間消費税負担額を年収別に計算し、これをそれぞれの年収で割り、負担率を求める方法である。図表22のように、高所得者になればなるほど税率が低くなり、右下がりを示すのが逆進性があ

図表 22 食料品非課税などによる逆進性の変化



(注) 現行ケースとなっているが、これは消費税導入当時の税率 3% である。
 [出所] 静岡大学税制研究チーム『消費税の研究』167 ページより。

る証拠である⁴²⁾。図表では現行ケースとなっているが、これは消費税導入当時の税率 3% の算出であることを断っておく。

その結果、消費税導入当時の負担率は、最低所得階層で 1.49% になり、最高所得階層で 0.63% となっている。これに対し、食料品を非課税にした場合の負担率は、最低所得階層で 1.19% になり、最高所得階層で 0.53% となっている。ここでの格差は 2 倍にも広がることになったが、所得階層別でみると著しいといえる格差は生じていない。

(2) 食料品にゼロ税率を採用した場合

食料品などの売上に対して非課税にするとともに、それに対応する仕入についての税額控除も認めることによって、消費税の負担が一切生じないようにする仕組みがある。この仕組みは、消費税率をゼロとして課税を行った場合と同じ効果が得られるため、ゼロ税率と呼ばれている。

ゼロ税率の設定にともなう欠点は、第一に、消費税の負担をまったく負わない分野を作ってしまう、消費一般に広く公平に負担を求めようとする消費税の主旨に反することになる。第二に、消費税の課税ベースが大幅に浸食されることになり、安定でしかも一定税収を確保するには、ゼロ税率による減収分を標準税率の引き上げによって補うことが必要になることも事実である。第三に、恒常的に消費税の還付を受ける事業者が増加し、事業者間の不公平を生じかねない。さらに、これにともなう事務負担、コストが発生するという問題がある。ゼロ税率を設定するにはこうした影響が生じるため、欧州理事会指令においてゼロ税率を否定する考えが採られている。

ここでも、静岡大学税制研究チームによるシミュレーションから、消費税導入当時の単一税率が課税されている家計の消費税負担率と食料品にゼロ税率を適用した場合とを比較し、どれほど逆進性が緩和されるのかを検討する(前掲図表22)。その結果、ゼロ税率を適用した場合の負担率は最高所得階層では0.98%となり、最低所得階層では0.49%となっている。これは、消費税導入当時の家計の消費税負担率と食料品を非課税にした場合の負担率とを比較した場合に比べてみて、逆進性が緩和されることを示すものである。

(1)(2)の結果からいえることは、食料品を非課税品目にすることやゼロ税率を適用した分については、消費税による負担率が若干低下するという点である。しかし、両者によって逆進性は若干緩和されるが、依然として2倍もの格差は解消されていない。食料品に単一税率をもって課税している現状から、逆進性の緩和のためには、食料品を非課税品目にする方が良いのか、それともゼロ税率にする方が良いのかと問うならば、ゼロ税率の適用による方が望ましいことがわかる。

単一税率で課税されている消費税負担の現状からみて、食料品を非課税品目とした場合の効果があまり現れなかった理由として、たとえ食料品を非課税にしたとしても、食料品の価格が、食用原材料以外のコストにかかってくる消費税分だけは上昇せざるをえないという事情がある。これは、単なる非

課税の場合には、食料品の原材料の一部に含まれる「隠れた消費税」が消費者負担になるということである⁴³⁾。結論からすると、食料品の非課税品目とゼロ税率のそれぞれの適用は、どちらも逆進性について若干の緩和効果は期待しうる、しかし、すっきりと逆進性を緩和させることはできないだろうということである。

（3）複数税率の採用

複数税率を採用する目的は、消費税がもつ逆進性を緩和させるという一言に尽きる。消費税率が低い時は、消費税の逆進性と所得税の累進性によって負担の公平性がある程度実現される。その結果、税体系全体でみた場合、それほど重大な不公平負担問題には発展しない。しかし、消費税率が大きく引き上げられることになると、消費税の逆進性は拡大することになり、負担の公平性が損なわれる可能性が大きくなる。負担の不公平性を解消する有力な方法は、複数税率を設定すること（食料品などを低税率にする）と現行の帳簿方式を改めることである。

帳簿方式のもとでは、仕入にさいして前段階の税額が明記された仕送り状つまりインボイスや、税額票が発行されない。このため、仕入控除方式の現行消費税制では納税額の計算は帳簿上で行うことになる。現行では、帳簿上で売上税額と仕入税額を計算し、累積課税を排除している。単一税率で帳簿方式を採用している現状では、帳簿上で簡単に計算ができるため、各事業者の納税事務負担を相当程度抑えることができる。しかし、逆進性緩和の観点から、複数税率を導入し食料品などを低税率にした場合においては、帳簿上で税額計算を行うことは困難になる。すなわち、複数税率を適用した場合、各商品について納税額を計算しなくてはいけないために複雑さが増すのである。また、食料品の価格上昇を防ぐために、仕入に含まれる税額を還付する必要も生じる。「たとえば、生鮮食料品のみを扱う小売店があったとしよう。この小売店の仕入れた食料品は、中間段階で輸送のさいに、保冷凍を使用

された税額を推計した仕入税額を差し引くことによって、納税額を正確に計算することができる。そのさい、複数税率としてゼロ税率を適用したとすれば、仕入にかかる税額の還付をインボイスによって受けることができる。この点が、帳簿方式との大きな違いである。前段階税額控除を行うことで、多段階課税における課税の累積を排除できるのである。

複数税率が適用されている EU 諸国では、標準税率の下限が 15% 以上であるため、多くの国で軽減税率が採用されている（前掲図表 21）。比較的に標準税率が高い国は、軽減税率を設定しているケースが多い。しかしながら、例外の国も少なくない。デンマークでは標準税率が 25% と最高でありながら、軽減税率は設けられていない。このほか、中国やニュージーランド、インドネシア、フィリピンも同様である。また、標準税率が低い国でも軽減税率を設けている国がある。EU 諸国と比べ標準税率が 7% と低いカナダでも、食料品については税率 0% のゼロ税率を適用している。このほかにもオーストラリアがあげられる。また、標準税率が高く設定されていても、食料品についてはゼロ税率を適用しているアイルランド、イギリスがある。

諸外国の軽減税率の事例として、イギリスでは従来からゼロ税率を採用している。対象品目として、食料品、旅客輸送、そして新築住宅建設などがあげられ、主として必需品に適用している。フランスについては、5.5% と 2.1% の 2 種類で軽減税率を設けている。軽減税率 5.5% では、ミルク、ヨーグルト、コーヒー、紅茶、フルーツ、ジュースなどの非アルコール飲料と医療、書籍、旅客輸送などがあり、ここにも食料品が含まれる。軽減税率 2.1% では、社会保障制度で支給される医療や新聞といった、ごく限られたものに適用されている。カナダでは、食料品に加えて農水産物、医薬品にゼロ税率が適用されている。最後に、ドイツでは、食料品、旅客輸送の一部に軽減税率 7% が適用されている。

日本の場合、軽減税率はなく、例外として一部非課税が設定されているだけである。非課税の理由としては、「税の性格上、課税の対象とならないも

の」と「社会政策的な配慮に基づくもの」とされている。

このように、複数税率を採用している諸外国では細かく軽減税率が設定されている。日本の非課税の考え方と同様であるが、これに該当する分野については非課税扱いしたり、ゼロ税率、軽減税率を適用したりして、一般国民の生活面に十分に配慮した政策がとられているのである。このため、軽減税率についての規定が細かくなってしまい、税制が複雑化していることはいたしかたない。また、付加価値税の特徴である「効率的歳入」をあげることができなくなっている面のあることも否定できない。

しかし、国民生活の観点に立てば、このような「税収十分確保」問題とは切り離して考えなくてはならない。消費税の導入当時は、いかに事業者になん得してもらうかが焦点であったが、消費税率アップを考えなければならない。今後は、消費者になん得してもらうために、消費税の逆進性緩和策として軽減税率の採用を考えたり（ただし標準税率が、政府税調のいうようにおよそ15%以上になった時）、インボイス方式への移行を考えることが必要となっているのである。

2 消費税の益税問題と縮小対策

消費税率の引き上げにともなって軽減税率を設ける場合、単一税率時における税収よりも軽減税率の分が減少する。さらに、ゼロ税率を適用すれば税収は一層減少する。したがって、減収分の税収を補うためにも、当初予定されていた標準税率よりも若干引き上げられた標準税率が適用されることになる。ここで、消費税制度による中小事業者に対する特例措置が問題となる。これは、消費税導入にさいして中小事業者の事務負担に配慮し、実務の簡素化のために設けられた制度のことであるが、この特例措置のうちの免税点制度と簡易課税制度が思わぬ副産物として「益税」を生じさせることとなり、消費税制に対する国民の信頼感を大きく損なうことになっているものであ

る。益税とは、消費者が支払った消費税のうち国庫に納入されず、業者の手許に残ってしまうものである。

現行消費税制度のままで消費税率の引き上げが行われたならば、今まで以上の益税が発生することになる。そこで、益税を縮小させるために免税点制度、簡易課税制度の見直しを検討する。

（1）免税点制度の見直し

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストの配慮から、基準となる課税期間における課税売上高が3000万円以下の事業者に対して、納税義務が免除される。この制度を免税点制度という。この制度を適用している事業者が、消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引き上げを行った時に、その差額として益税が生じることになる。

実際に益税が生じる原因として、最終小売段階で免税事業者が存在する場合と中間取引の段階で免税事業者が存在する場合があげられる。

まず、最終小売段階で免税事業者が存在する場合をみよう。免税事業者は、本来であれば、その店舗商品の付加価値に消費税率を乗じただけ安く購入できるはずである。しかし実際には、課税事業者と同様に同じ価格で商品を販売していることが多い。この時、付加価値に税率を乗じただけ益税が生じることになり、その事業者の収入になっている。次に、中間取引段階で免税事業者が存在する場合ではどうなるのであろうか。購入者は仕入にかかる消費税を控除できるので、免税事業者からの購入であっても課税事業者と同様の価格で購入するであろう。この時、免税事業者は付加価値に税率を乗じた額の益税を得ていると考えられる。

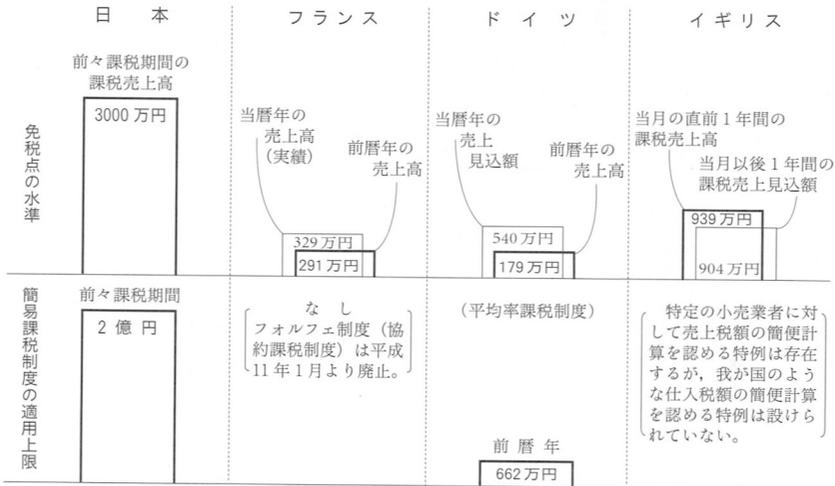
こうした二つの場合で生じる益税を縮小させるための対策を検討する。最終小売段階や中間取引段階で免税事業者が存在する場合、単純に考えれば免税点の引き下げが検討される。しかし、免税点を完全に無くすことはできない。最終小売段階で免税事業者が存在する場合の益税縮小策は「〈課税業者

証明〉を税務署が発行し、これを店頭に表示させることが考えられる。この表示がない店舗は免税業者であることが一目瞭然だから、消費者は安い価格で要求できよう。免税業者であることが分れば、客が集まって売り上げが伸びていることを考えれば、免税業者が反対する必然性もない。免税という税制上の特権が与えられている以上、消費者はその恩恵にあずかる権利がある。この方式は事務的にも簡単だから、ぜひ導入すべきである」⁴⁵⁾と野口悠紀雄氏は提案している。「最終小売段階においては、帳簿方式、インボイス方式のどちらを採用しても、他の条件が同じであれば免税業者の存在が経済活動に非中立な効果を及ぼすことはない」⁴⁶⁾。

次に中間取引段階に免税事業者がいる場合をみよう。EU型のインボイス方式では、免税事業者はインボイスを発行することができないため、課税事業者と免税事業者との区別ははっきりしている。しかし、帳簿方式では仕入が課税事業者のものなのか、それとも免税事業者のものであるかは、明らかでない。このため、免税事業者からの仕入についても課税業者からの仕入であるとみなして、仕入控除を認めざるをえなくなる。つまり次の課税業者は、免税業者が負担していない税部分を余分に負わなければならなくなる。そのさい、免税業者がそのことを隠して税を負担したように偽って販売したとすれば、その部分は益税として免税業者のものとなる。インボイス方式にすればそうした益税は無くすることができるのである。

以上免税制度の問題点を指摘したが、免税点制度の主旨からすると、免税点の完全廃止は考えられない。では、免税点の水準をどこで線引きすれば良いのだろうか。日本では、現行の免税点水準は前々課税期間の課税売上高が3000万円以下としている。これに対して主要国における免税点の適用条件は、フランスでは前歴年の売上高が291万円で、かつ当暦年売上実績が329万円の場合である。ドイツでは前歴年の売上高が179万円で、かつ当暦年の売上見込額が540万円の場合である。イギリスでは、当月以後1年間の課税売上見込額が904万円、もしくは当月の直前1年間の課税売上高が939万円

図表 24 主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要
(2002年1月現在)



- (備考) 1. フランス及びドイツの免税点制度は、前暦年及び当暦年の年間売上高（又は見込額）の要件をいずれも満たしている場合に適用。なお、フランスでは当暦年の売上高が329万円を超えた場合、その月の初日から特例の適用はない。
また、フランスでは物品販売・宿泊施設業の場合、年間売上高が前暦年824万円かつ、当暦年907万円以下の場合に適用。
2. イギリスの免税点制度は、当月の直前1年間の課税売上高と当月以後1年間の課税売上見込額の要件のいずれかを満たしていれば適用。ただし、翌30日間の課税売上高が939万円を超えると見込まれる場合は、翌30日間の初日から課税事業者となる。
3. 邦貨換算には、次の換算率を用いた。1ユーロ=108円、1ポンド=174円
- 〔出所〕 税制調査会「第13回基礎問題小委員会」(平成14年5月)より。

の時に適用される。この3国と日本を比較すれば、おのずと日本は高い免税点水準を設定されていることに気づく(図表24)。当然、免税点水準は引き下げられるべきである。

こうした状況を踏まえ、政府税制調査会は、平成15年度改正で法人の免税点を撤廃し、個人事業者に限り1500万円ないし1000万円程度に引き下げたうえで免税点を残すことに決定した⁴⁷⁾。

ここで、免税点を1000万円以下と設定した場合、平成12年度における事業者免税点制度の適用状況から判断すると、免税事業者は183万8000業者

図表 25 EU 加盟国における事業者免税点制度 (2002 年 8 月現在)

国名	日本	フランス	ドイツ	イギリス
免税点の水準	3000 万円	前暦年 310 万円 かつ 当暦年 350 万円	前暦年 191 万円 かつ 当暦年 575 万円	直前 1 年 1028 万円 または 以降 1 年 991 万円
標準税率	5%	19.6%	16%	17.5%

国名	フィンランド	デンマーク	オランダ	スウェーデン	ルクセンブルク	ベルギー
免税点の水準	95 万円	32 万円	年税額 20 万円 以下の者は納付 税額を軽減	なし	115 万円	64 万円
標準税率	22%	25%	19%	25%	15%	21%

国名	アイルランド	イタリア	オーストリア	スペイン	ポルトガル	ギリシア
免税点の水準	584 万円 (サービ ス業は 292 万円)	30 万円	125 万円	なし	114 万円	204 万円
標準税率	20%	20%	20%	16%	17%	18%

(備考) 1. フランス、ドイツ及びイギリスについては平成 14 年 8 月現在、その他の国については平成 13 年 8 月現在の税制に基づく。

2. 邦貨換算には、次の換算率を用いた。

- 1 ユーロ=115 円, 1 ポンド=187 円, 1 フィンランドマルカ=19 円,
- 1 デンマーククローネ=16 円, 1 ギルダ=52 円, 100 ベルギーフラン=285 円,
- 100 リラ=6 円, 100 オーストリアシリング=836 円, 100 エスクード=57 円,
- 100 ドラクマ=34 円

〔出所〕 税制調査会「第 19 回基礎問題小委員会」(平成 14 年 10 月)より。

であり、全事業者のうち 31% に当たる。従来からの制度からすれば約半分に引き下げたことになる。しかし、1000 万円まで免税点を引き下げれば益税問題が解決したとみなすことについては疑問である。諸外国の免税点制度の基準からすれば、もう少し引き下げうる余地があるのではないだろうか(図表 25)。

(2) 簡易課税制度の見直し

簡易課税制度とは、一定規模以下の中小事業者については、その事務負担への配慮から選択によって、売上にかかる消費税額を基礎とすることにより、仕入にかかる消費税額を簡易な方法によって計算できる制度である。基

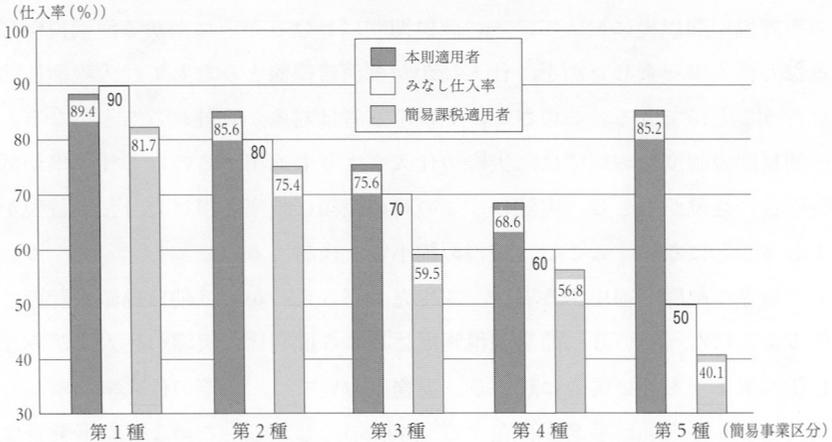
準期間における売上高が2億円（2004年4月以降は5000万円）以下の事業者が簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を所轄税務署長に提出した場合、その翌課税期間以後において、その課税期間における売上にかかる消費税額にみなし仕入率を乗じた額を、仕入にかかる消費税額とみなして仕入税額控除を行うことができる。このさい、免税事業者は対象から外れることになる。

簡易課税制度においては、実際の仕入率よりも適用するみなし仕入率が低い場合に益税が生じる。実際に、この時の差額に税率を掛けた分だけ益税が生じることになる。ここで、益税の縮小策を検討する。

簡易課税制度を適用する場合、課税売上高さえわかれば納付税額が計算できるようになっている。簡易課税制度に対する批判は、実際の仕入率がみなし仕入率よりも低い場合に起こる。実務においては、実際の仕入率がみなし仕入率よりも大きい事業も存在する（図表26）。しかし、このような事業者は簡易課税制度を選択しなくてもすむために、別段の不利益を被ることは少ない。簡易課税制度を選択すると、2年間は継続適用しなければならないため、創業時などの大規模な設備投資を行ったり、初期在庫を購入したりすると、多額の課税仕入が生じる可能性がある。逆に売上は事業が軌道に乗るまで停滞した状況が続くことも多い。これは、課税仕入が課税売上を大きく上回る可能性が高くなることを意味する。この場合、仕入にかかる税額の還付を受けることができず、投資計画の失敗が予想される。

こうしたことを考えれば、益税を最小限に抑えながら納税事務の簡素化を図るため、みなし仕入率を実態の仕入率に合うようにしていかななくてはいけない。導入当時のみなし仕入率は90%、80%の2区分しかなかったが、その後70%、60%が追加され、さらに50%が追加され、現在では5区分に改善された。しかし、現実問題として、同じ事業区分であっても扱う商品によっては実際の仕入率は異なることになる。したがって、事業区分を細かく区切っても、実態に完全に合わせることは不可能である。みなし仕入率を実態に合わせてようとすることは必要であるが、それよりも適用上限を引き下げ

図表 26 事業区分別課税仕入率《個人・法人計》
(平成 12 年度サンプル調査)



- (備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。
 2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者4,438者について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。
 3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。

第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

[出所] 税制調査会「第19回基礎問題小委員会」(平成14年10月)より。

ることで対処すべきである。そこで、政府税制調査会は、簡易課税制度について「基本的には廃止の方向で検討する」⁴⁸⁾としている。これは、「平成12年度課税仕入率の実態調査について」の調査結果から判断されている(図表27)。

益税が大きく発生している簡易課税制事業区分は、第5種の不動産、サービス業、そして運輸・通信業である。これらの本則課税適用者の課税仕入率(課税仕入高/課税売上高)を順にみると、それぞれ93.6%、85.2%、74.5%となっており、みなし仕入率は50%である。そして簡易課税適用者の実際の課税仕入率はそれぞれ44.3%、39.9%、そして36.0%となっていて、かなり

図表 27 業種別の課税仕入率実態調査

1. 概要

消費税の課税事業者における課税仕入率（課税仕入高/課税売上高）の実態を把握するために実施。本則課税適用者については、国税庁の申告事績（売上2億円以下の事績）に基づくものであり、簡易課税適用者については、売上2億円以下の簡易課税適用者の中から抽出した者の決算書等を基に消費税の課税仕入率を試算。

（注）簡易課税適用者については、申告事績から実際の仕入税額を把握することができないため（みなし仕入税額で申告）、決算書等から課税仕入額を試算する必要がある。

2. 調査について

(1) 調査対象者

個人事業者：平成12年分，法人：平成12年度中に終了する事業年度分

① 本則課税適用者

国税庁の課税事績による売上2億円以下の事業者66万9千者（個人20万9千者，法人46万者）。

② 簡易課税適用者（サンプル調査）

全国12の国税局（沖縄国税事務所を含む）から抽出した4,438者（個人1,670者，法人2,768者）。

（注）兼業による影響を排除するため，主たる業種の売上げが75%以上のものをサンプル調査の対象とした。なお，不動産業については，不動産売買業（簡易課税の事業区分第1種（卸売業）又は第2種（小売業）と不動産賃貸，管理及び仲介業（簡易課税の事業区分第5種）が混在することから，明らかに不動産の売買を行っていると思われるものは調査対象から除外している。

(2) 課税仕入率の試算方法（サンプル調査）

課税仕入率の試算に当たっては，決算書等の売上原価及び販売費一般管理費等の必要経費額から，給料手当，支払保険料等の課税仕入に該当しない額を控除する方法で課税仕入高を把握。なお，課税仕入と非課税仕入（不課税を含む）が混在する可能性のある費目については，一定の仮定をおいて試算。

3. 調査結果概要

	卸売業	小売業	建設業	農 林 水産業	鉱 業	製造業	飲食業	サービス 業	運輸・ 通信業	不動産 業
本則適用者	89.4%	85.6%	75.7%	86.1%	80.7%	73.8%	68.6%	85.2%	74.5%	93.6%
簡易適用者	81.7%	75.4%	61.8%	59.2%	54.3%	57.1%	56.8%	39.9%	36.0%	44.3%
サンプル 対象者数	420者	574者	724者	100者	10者	723者	227者	1,291者	121者	248者
簡易事業区分	第1種	第2種	第3種			第4種		第5種		
みなし 仕入率	90%	80%	70%			60%		50%		

〔出所〕 税制調査会「第19回基礎問題小委員会」（平成14年10月）より。

の格差が生じている。次に顕著な業種は，農林水産業と鉱業である。これは，その他の業種も同様である。比較的実態に合っているのが，第1種の卸売業である。この場合においても，みなし仕入率は90%であるのに対して，課税仕入率は81.7%であり，格差が8.3%になる。

この結果、第5種をはじめとしてすべての業種から益税が発生していることになり、益税を縮小するためには簡易課税制度も廃止すべきという結論に達することになる。

しかし、本当に簡易課税制度を完全廃止すべきなのだろうか。消費税制度の透明性を高めようとする目的は理解できるが、もしこれを廃止するならば、厳しい経済状況の中で健闘している沢山の中小零細事業者が税の負担増となる見直しで、経済の長期低迷ぶりを考えれば、あまりにも厳しい政策である。そこで、過度に中小零細事業者に対して負担を負わせることなく、益税を縮小させるためには、簡易課税制度とともに免税点制度をどの水準まで引き下げることができるかとみなしうるだろうか。

久乗哲氏の論文「消費税に関する考察——消費税の簡易課税制度、免税点制度適用上限の引下げによる税収分析——」では、消費税の簡易課税制度の適用上限を5000万円に、免税点制度の適用上限を500万円に引き下げた場合、どれだけの税収が上がるのかを分析されている⁴⁹⁾。久乗氏は、「納税事務の簡素化というメリットを残しつつも益税を回避するためには、免税点制度、簡易課税制度それぞれの適用上限を引下げ、みなし仕入率を実態に合わせていくという方法しかない。また、諸外国に比べると適用上限が高い。」と考えておられる。

久乗氏の分析結果は、消費税の簡易課税制度の適用上限を5000万円に、免税点制度の適用上限を500万円に引き下げることが可能であるとしている。すなわち、「現行の簡易課税制度、免税点制度による税収は、国税、地方税合わせて9315億7300万円である。(現行簡易課税制、免税制がないと仮定した場合)全産業消費税合計額は2兆4105億4461万3千円であるから、その差額1兆4789億7161万3千円の益税が発生していることになる。これは消費者が負担した消費税相当額のうち、半分以上が国庫に納税されずに事業者の手元に残ってしまうことになり、消費税率にすると国税地方税合わせて0.8%に当たる金額である。よって、消費税の簡易課税制度の適用

図表 28 現行簡易課税制，免税制による益税推定値
（平成 15 年度改正以前）（単位：千円）

業 種	消 費 税 額
卸 売 業	123,497,556
小 売 業	299,971,288
飲 食 業	123,902,784
農 業	15,486,991
林 業	2,813,928
漁 業	6,276,667
鉱 業	4,799,385
建 設 業	471,859,662
製 造 業	396,809,839
電気・ガス・熱供給・水道	3,243,777
運輸・通信業	112,108,127
金融・保険業	12,215,400
不動産業	127,635,405
サービス業	709,923,804
現行簡易課税制，免税制がないと した場合の全業種消費税額 (1)	2,410,544,613
現行簡易課税制度と免税点制度に よる税収 (2)	931,573,000
現行制度下での益税額 (3)	1,478,971,613

(注) (3)=(1)-(2)

〔出所〕 久乗哲税理士事務所ホームページ（2002 年）
より作成。

上限を 5000 万円に，免税点制度の適用上限を 500 万円に引下げることが可能⁵⁰⁾(図表 28) との見解である。

この適用上限の引き下げには賛成である。現行免税点制度は 3000 万円であるが，平成 15 年度税制改正によって 1000 万円以下まで引き下げられる見込であり，現行簡易課税制度も 2 億円以下から，見直しによって 1 億円以下にまで引き下げられることが見込まれている（2004 年 4 月から実施されることになった）。平成 15 年度改正で，免税点が 1000 万円に引き下げられると，免税業者は平成 12 年度の 368 万人（全体の 62%）から 231 万人（39.0%）へ減少すると見込まれるが，それでも約 4 割が免税業者である。

EU 加盟国では，免税点制度の水準が国によってまちまちであるが，免税

点最高水準に設定しているのはイギリスである。その免税点は見直し後の日本の水準に近い。免税点最低水準を設定しているのはスウェーデンとスペインである。両国はともに免税点を設定しておらず、さらに、標準税率も25%、16%と高い。EU加盟国の免税点制度から判断すると、限られた事業者しか適用されていないようになってきているかもしれない。つまり、政策免税点以下の事業者は、本来転嫁できないはずであるが、意図的に転嫁することによって利益を得ようとするよりも、インボイスの発行による課税事業者への転身という「犠牲」を払う方が、得られる利益がより大きいと考えて未然に益税発生を防止しているのだと考えられる。ここでも、インボイス方式の効果は現れている。しかし、日本では帳簿方式の採用により、インボイスの効果を備えていないため、本来は、消費税を転嫁できない事業者が転嫁することによって、利益つまり益税を得るうまみを与えてしまう。これは、帳簿方式の欠点であろう。帳簿方式を維持していくのであれば、このようなルール違反に対しては何らかの罰則を設けるべきではないだろうか。

しかし、すべての事業者がうまみのある益税を本当に得ているのであろうか。日本における事業者の大半は中小零細事業者である。厳しい経済情勢の中で企業活動を行っている。そのため、中小零細事業者は取引の力関係から、本来ならば転嫁できるはずの消費税を転嫁できずに、仕方なく消費税相当額の値引きに応じている事業者も存在するはずである。また、倒産すれすれの状況で経営している事業者もいるはずである。そうなれば、益税の恩恵を受けても、これは微量ながらも運転資金に投入されていると考えられ、こうして事業者にとっては益税の問題よりも倒産の問題の方が先行するというのが実態なのではないだろうか。このように考えると、益税の縮小対策として、免税点の水準を一度に大きく引き下げることは適切でなく、いくつかの段階を経ながら久乗氏のいわれるように、適用上限の500万円に引き下げるべきであろう。

これに対して、簡易課税制度はさらに大いに問題がある。原因はみなし仕

入率を適用していることである。前述のように、事業区分を大き目に設けることによって、益税を生じさせている問題である。そもそも同業であっても、販売にかかる原価は多種多様である。また、みなし仕入率をどの業種で適用するかによって事業者の損得が決定するので、事業者にとっては有利な業種を選択し、そのみなし仕入率を適用する。その結果、益税が発生することになる。各業種の仕入率を見直しするには大きな困難が生じるため、どうしても妥当であろうと考えられる水準で線引きをしなければいけないが、このような対策を講じても、現実には多くの益税が生じている。

免税点制度、簡易課税制度のどちらも、適用上限の引き下げは必要であるが、しかし、どちらをもう少し引き下げるべきかと考えると、簡易課税制度である。本稿執筆時の水準は2億円以下であるが、久乗氏はその四分の一まで引き下げを提案しておられ、それは十分可能だと思われる（2004年4月から5000万円以下に引き下げられた）。こうした見直しで、消費税の欠点が改善され、国民がもつ消費税への不満を払拭することができる。消費税率の引き上げには、国民の消費税制度に対する信頼性を高めることが必要である。

おわりに

消費税の目的税化には、受益と負担との関係を明確にしておくことがきわめて重要になる。国民年金の主旨は、老後生活を安心して送るための年金制度であるから、すべての国民に対して、給付されるべきものである。負担の面からみれば、老後生活を送るためには現在から老後にわたって滞りなく生活に関する消費が行われなければならないが、生活に関する消費は、主に衣食住にかかるものであり、国民の営みを考えれば消費全般にかかるものが対象になる。すべての所得から貯蓄を差し引いた金額が消費に支払われたとみなせば、老後までの期間で多額の消費税額が積み立てられたことと同じになる。

こうして、消費税が基礎年金財源に充当されるのであれば、消費税収の確実な徴収が不可欠となる。そこで、消費税制度の信頼性を高めるためにも、益税に対する国民の不満を解消しなければならない。その方策として、免税点制度、簡易課税制度から生じる益税の解消が考えられるが、今日厳しい経済情勢の中に置かれている事業者、特に中小零細事業者の健闘ぶりを念頭に置けば、完全な益税解消は望ましくない。しかし、免税点制度、簡易課税制度のさらなる段階的な引き下げによって益税が縮小されるなら、消費者にとっても消費税制度への信頼性が向上するであろう。

また、必要とされる基礎年金財源などが不足であれば、消費税率を引き上げなくてはならないが、この時に生じる逆進性の緩和として、食料品の非課税やゼロ税率、軽減税率といった複数税率の導入を検討する必要がある。また現行の帳簿方式では、個々の商品についての税額を明確に計算できないため、これが行えるインボイス方式への移行が望まれる。インボイス方式は税額計算だけでなく、課税の転嫁が適正に行われるメリットを有する。食料品に対する逆進性緩和策として、インボイス方式のもとでは、ゼロ税率の適用が好ましい。あるいは税収確保の観点からすれば、軽減税率の適用が望ましい。

このような対策を講じたうえで、消費税の基礎年金財源としての目的税化を考えても良いのではないだろうか。本稿では基礎年金以外の老人介護費、老人医療費の検討、基礎年金と生活保護費との関連などについての検討をなしえなかったが、いずれも今後の課題としたい。

〔注〕

- 1) 原田泰『人口減少の経済学』PHP 研究所、2001年、173ページ。
- 2) 税制調査会「第13回基礎問題小委員会」平成14年5月10日開催。
- 3) 佐藤晴彦「産業連関分析による消費税収推計」『中央大学経済研究所年報』（中央大学経済研究所）31、2000年、288ページ。
- 4) 平野正樹/近藤学/宮原信吾『受益と負担の経済学』日本評論社、1999年、41-

- 42 ページ。
- 5) 同上書, 42 ページ。
 - 6) 同上書, 142 ページ。
 - 7) 同上書, 143 ページ。
 - 8) 同上書, 143 ページ。
 - 9) 同上書, 143 ページ。
 - 10) 同上書, 144 ページ。
 - 11) 同上書, 144 ページ。
 - 12) 同上書, 146 ページ。
 - 13) 同上書, 146 ページ。
 - 14) 日本社会保障法学会編『所得保障法』（『講座社会保障法』第2巻）法律文化社, 2001年, 67-68 ページ。
 - 15) 同上書, 69 ページ。
 - 16) 同上書, 68-69 ページ。
 - 17) 同上書, 69 ページ。
 - 18) 同上書, 70 ページ。
 - 19) 同上書, 70-71 ページ。
 - 20) 佐藤, 前掲注3), 265 ページ。
 - 21) 平野拓也『日本の消費税はここがまちがい』毎日新聞社, 1999年, 126-127 ページ。
 - 22) 厚生労働省監修『厚生労働白書（平成13年版）』ぎょうせい, 2001年, 457 ページ。
 - 23) 国税庁 <http://www.nta.go.jp>
 - 24) 『朝日新聞』2002年12月24日付, 1面。
 - 25) 『朝日新聞』2002年12月20日付, 1面。
 - 26) 内閣府編集『国民生活白書（平成13年度）』2002年, ぎょうせい, 30 ページ。
 - 27) 同上書, 30 ページ。
 - 28) 同上書, 30 ページ。
 - 29) 日本租税理論学会編『消費税法施行10年』（『租税理論研究叢書』10）法律文化社, 2000年, 8 ページ。
 - 30) 同上書, 12 ページ。
 - 31) 同上書, 17 ページ。
 - 32) 木下和夫編著『租税構造の理論と課題』（木下和夫/金子宏監修『21世紀を支える税制の論理』第1巻）税務経理協会, 1996年, 319 ページ。
 - 33) 同上書, 319 ページ。

- 34) 同上書, 324 ページ。
- 35) 富岡幸雄『歪んだ「税」を斬る』徳間書店, 1993 年, 217 ページ。
- 36) 高橋利雄「高齢社会と消費税のあり方」『政経研究』(日本大学法学会) 33(1), 1996 年, 44 ページ。
- 37) 芝田英昭「消費税の 10 年を検証する」『賃金と社会保障』旬報社, 1999 年, 2 ページ。
- 38) 宮島洋編著『消費課税の理論と課題〔改訂版〕』(前掲注 32, 『21 世紀を支える税制の論理』第 6 卷) 税務経理協会, 2000 年, 170 ページ。
- 39) 藤田晴「消費税の福祉目的税化問題」『税経通信』(税務経理協会) 54(5), 1999 年, 21 ページ。
- 40) 同上, 22 ページ。
- 41) 同上, 22 ページ。
- 42) 静岡大学税制研究チーム『消費税の研究』青木書店, 1990 年, 168 ページ。
- 43) 同上書, 168 ページ。
- 44) 前掲注 38), 宮島洋編著, 114 ページ。
- 45) 攝田政枝「消費税に関する一考察」『帝京大学大学院経済学年誌』(帝京大学大学院経済学研究科) 8, 2000 年で紹介されている野口悠紀雄氏の提案による。468 ページ。
- 46) 同上書, 468 ページ。
- 47) <http://www.chuo-kaiken.co.jp/qup/qup-box20021015.html>
- 48) 同上。
- 49) <http://www.tkcfn.or.jp/public/members/ao790689/AO790689.HTM>
- 50) 同上。

〔参考文献〕

- 牛島正『これからの税制 目的税』東洋経済新報社, 2000 年
 遠藤三郎『現代日本税制の諸問題』昭和堂, 1987 年
 佐藤進/宮島洋『戦後税制史 第 2 増補版』税務経理協会, 1991 年
 菊地裕子/小野塚久枝『租税論』税務経理協会, 2000 年
 石弘光『税制ウォッチング』中央公論社, 2001 年
 森信茂樹『日本の税制』PHP 研究所, 2001 年
 神野直彦『地域再生の経済学』中公新書, 2002 年
 金子宏編著『税金入門』有斐閣, 2000 年
 加藤寛/中村うさぎ『税金を払う人使う人』日経 BP 社, 2001 年
 舛添要一『舛添要一の税金のことが面白いほどわかる本』中経出版, 2001 年

- 租税史研究グループ編著『エピソードで綴る税の日本史』財団法人大蔵財務協会 税の
しるべ総局, 1997年
- 井堀利宏『あなたが払った税金の使われ方』東洋経済新報社, 2001年
- 吉田和男『財政改革が日本を救う』日本経済新聞社, 1998年
- 神野直彦/金子勝『財政崩壊を食い止める』岩波書店, 2000年
- 石井鉦基『だれも知らない日本国の裏帳簿』道出版株式会社, 2002年
- 神野直彦/金子勝編著『地方に税源を』東洋経済新報社, 2000年
- 浅羽隆史『手にとるように財政のことがわかる本』かんき出版, 2001年
- 吉田和夫編著『財政システム』有斐閣, 1998年
- 小塩隆士『社会保障の経済学 第2版』日本評論社, 2001年
- 日本社会保障法学会編『所得保障法』（『講座社会保障法』第2巻）法律文化社, 2001
年
- 日本社会保障法学会編『社会保障法の関連領域——拡大と発展』（『講座社会保障法』
第6巻）法律文化社, 2001年
- 年金科学研究会編著『国民年金の事業改革』ぎょうせい, 1999年
- 原田泰『人口減少の経済学』PHP研究所, 2001年
- 静岡大学税制研究チーム『消費税の研究』青木書店, 1990年
- 野口悠紀雄『税制改革のビジョン』日本経済新聞社, 1994年
- 富岡幸雄『歪んだ「税」を斬る』徳間書店, 1993年
- 八田達夫『消費税はやはりいらぬ』東洋経済新報社, 1994年
- 富岡幸雄『背信の税制』講談社, 1992年
- 木下和夫編著『租税構造の理論と課題』（木下和夫/金子宏監修『21世紀を支える税制
の論理』第1巻）税務経理協会, 1996年
- 黒田正雄編著『消費税の理論と計算（第2版）』中央経済社, 1995年
- 宮島洋編著『消費課税の理論と課題〔改訂版〕』（木下和夫/金子宏監修『21世紀を支
える税制の論理』第6巻）税務経理協会, 2000年
- 大田弘子『良い増税 悪い増税』東洋経済新報社, 2002年
- 吉田和男『21世紀日本のための税制改正 間接税・消費課税の改革』財団法人大蔵財
務協会, 2001年
- 平野正樹/近藤学/宮原信吾『受益と負担の経済学』日本評論社, 1999年
- 林仲宣『改訂版 税の社会学』税務経理協会, 2002年
- 平野拓也『日本の消費税はここがまちがい』毎日新聞社, 1999年
- 日本租税理論学会編『消費税法施行10年』法律文化社, 2000年
- 加藤寛『加藤寛・行財政改革への証言』東洋経済新報社, 2002年
- 加藤寛『日本経済の再生は近い』勁草書房, 2001年

- 経済産業省編著『日本新生のための税制改革戦略』財団法人経済産業調査会，2001年
- 北野弘久『5%消費税のここが問題だ』岩波書店，1997年
- 湖東京至『Q&A 欠陥だらけの消費税』水曜社，1989年
- 全国税制研究部監修『まんが マルサが斬る消費税』機関紙共同出版，1988年
- 北条恒一『税金ハンドブック 2002年版』PHP研究所，2001年
- 野田毅『消費税が日本を救う』PHP研究所，2004年
- 加藤治彦編著『図説 日本の財政（平成13年度版）』東洋経済新報社，2001年
- 内閣府編集『経済財政白書（平成13年度）』財務省印刷局，2001年
- 税務経理協会編著『裁判例・裁決例からみた消費税の事例研究』税務経理協会，2002年
- 全国経理学校協会編著『平成14年版 入門税制』清文社，2002年
- 中小企業庁編集『中小企業白書（2002年版）』ぎょうせい，2002年
- 内閣府編集『高齢者白書（平成13年版）』財務省印刷局，2001年
- 内閣府編集『国民生活白書（平成13年度）』ぎょうせい，2002年
- 厚生労働省監修『厚生労働白書（平成13年版）』ぎょうせい，2001年
- 小西砂千夫「税の合意学」『産経論集』（関西学院大学産業研究所）23，1996年
- 芝田英昭「消費税の10年を検証する」『賃金と社会保障』（旬報社）1261，1999年
- 富岡幸雄「消費税率アップの環境づくりをする財政当局の増税戦略」『商学論集』（中央大学商学研究会）36(1)，1994年
- 青山浩之「消費税の福祉目的税化についての考察」『道都大学短期大学部紀要』（道都大学短期大学部）34，1999年
- 藤田晴「消費税の福祉目的税化問題」『税経通信』（税務経理協会）54(5)，1999年
- 小西砂千夫「日本の租税意識と税制改革」『産経論集』（関西学院大学産業研究所）24，1997年
- 三浦晴彦「税制改革と世代内所得格差」『関西学院経済学研究』（関西学院大学大学院経済学研究科研究会）29，1998年
- 金子宏編著「税制改革の課題と方向」『税経通信』（税務経理協会）55(1)，2000年
- 柳島佑吉「税制改革の今後について」『税経通信』（税務経理協会）55(4)，2000年
- 小西砂千夫「最適課税論の論理構造とその展開」『産経論集』（関西学院大学産業研究所）22，1995年
- 吉田和男「21世紀に向けての税制改革」『フィナンシャル・レビュー』（大蔵省財政金融研究所）37，1996年
- 横山直子「税制改革の展開と課税バランス」『関西学院経済学研究』（関西学院大学大学院経済学研究科研究会）27，1996年
- 橋本恭介/上村敏之「税制改革の再分配効果」『経済論集』（関西大学経済学会）27

(2), 1997年

木村收「地方消費税と地方税制」『経済学雑誌』（大阪市立大学経済学会）98(3), 1997年

星野泉「平成不況下の税制改革」『政経論叢』（明治大学政治経済研究所）68(5・6), 2000年

浅羽隆史「財政がもたらす世代間不公平」『富士総研論集』（富士総合研究所）3, 1996年

浅羽隆史/野田彰彦「財政支出・負担の将来像と改革案」『富士総研論集』（富士総合研究所）2, 1997年

三浦晴彦「税制による再分配効果の世代間比較」『関西学院経済学研究』（関西学院大学大学院経済学研究科研究会）30, 1997年

浅羽隆史「税制の違いによる各世代の税負担への影響」『富士総研論集』（富士総合研究所）2, 2000年

浅羽隆史「財政再建の新たな方策」『富士総研論集』（富士総合研究所）3, 2000年

権丈喜一「社会保障の財政選択に関する試論」『三田商学研究』（慶應義塾大学商学会）38(3), 1995年

柿本国弘「国債累積と高齢化福祉社会の財源問題」『岐阜経済大学論集』（岐阜経済大学）30(3), 1996年

塚本純「公的世代間所得移転と経済成長」『宇都宮大学教育学部紀要』（宇都宮大学教育学部）46(1), 1996年

塚本純「利他性遺産モデルにおける社会保障給付の財源調達と経済成長」『研究年報経済学』（東北大学経済学会）59(4), 1998年

御船洋「高齢者福祉と費用負担」『商学論集』（中央大学商学研究会）40(3・4), 1999年

木村收「地方公共団体の社会保障施策と財源」『経済学雑誌』（大阪市立大学経済学会）99(5・6), 1999年

御船洋「高齢者福祉財政における租税支出」『経済学論集』（中央大学経済学研究会）40(3・4), 2000年

権丈喜一「社会保障研究の問題設定と少子・高齢化」『三田商学研究』（慶應義塾大学商学会）43(1), 2000年

野村健太郎「環境激変下の社会保障」『大分大学経済論集』（大分大学経済学会）52(1), 2000年

高橋文利「不況を招いた消費税引き上げ なぜ、どのように行われたのか」『政策科学』（立命館大学政策科学会）6(1), 1998年

石田和之「消費税の再分配効果」『商経論集』（早稲田大学大学院商学研究科商学会）

76, 1999 年

- 中島茂幸「消費税法の簡易課税制度における事業区分の解釈について」『北見大学論集』(北海学園北見大学学術研究会) 34, 1995 年
- 高橋利雄「高齢社会と消費税のあり方」『政経研究』(日本大学法学会) 33(1), 1996 年
- 佐藤晴彦「産業連関分析による消費税収推計」『中央大学経済研究所年報』(中央大学経済研究所) 31, 2000 年
- 丸山正彦「改正消費税の意義と課題」『経済研究』(東京国際大学大学院経済学研究科紀要編集委員会) 3, 2000 年
- 高橋喜久生/下山朗「消費税改革の経済効果」『経済学論究』(関西学院大学経済学研究会) 55(1), 2001 年
- 攝田政枝「消費税に関する一考察」『帝京大学大学院経済学年誌』(帝京大学大学院経済学研究科) 8, 2000 年
- 小宮山智志「消費税・所得税に関する世論」『中央大学社会科学研究所年報』(中央大学社会科学研究所) 3, 1998 年
- 白井正敏「所得税, 消費税と年金改革」『経済学論叢』(中京大学経済学部) 9, 1997 年
- 上田隆穂/齊藤嘉一他編「消費者心理の変化と価格戦略」『学習院大学経済論集』(学習院大学経済学会) 34(2), 1997 年
- 中村正昭「最適課税: 我が国の消費税に関する実証分析」『山口経済学雑誌』(山口大学経済学会) 45(1), 1996 年
- 戸谷裕之「日本の「消費税論争」」『大阪産業大学論集 社会科学編』(大阪産業大学学会) 104, 1997 年
- <http://www.bu-assist.co.jp/webnews2002/webnews30.htm#39>
- <http://www.chuo-kaiken.co.jp/qup/qup-box20021015.html>
- <http://www.jcci.or.jp/nisyo/iken/020918zeisei.htm>
- <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/7/kitazawa.html>
- http://www.hpmix.com/home/kent/C4_1.htm
- http://www.watanabe-kaikei.com/magazine/mm_002.htm
- http://www.watanabe-kaikei.com/magazine/mm_003.htm
- <http://www.tokyozeirishikai.or.jp/7/katushika.html>
- <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/tosin/zeichof>
- <http://www.kanzeikai.jp/about/info/>
- <http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Stock/3302/mpib1.doc>
- <http://www.tkcfn.or.jp/public/members/ao790689/AO790689.HTM>

- <http://www2.ipcku.kansai-u.au.jp/~hkyoji/kenkyu/paper/1994zeichohyoka.htm>
<http://www.people.or.jp/~tzk/gaku03.htm>
税制調査会「わが国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択」 答申、
2000年7月14日
<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~hkyoji/kenkyu/paper/daisho2002714.PDF>
<http://www.nouzeikyokai.or.jp/yomimono/taxview/0208.html>
<http://www.nta.go.jp.category/toukei/tokei/menu/chousyu/h13/01.htm>
<http://www.kokko-net.org/zenkokuzei/kaikaku/kai03.htm>
<http://www.sinfonia.or.jp/~matsui/shuyozei.htm>
http://www.ocn.ne.jp/~pleasure/furyou/column/consumer_tax.html
税制調査会「わが国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択」について
の財務行政モニターの意見
税制調査会「税についての対話集会」のまとめ
調査部税制研究会「税制抜本改革のグランド・デザイン」（日本総合研究所），2002年
大蔵省財政金融研究所「政府の効率化と行政改革」（フィナンシャル・レビュー），1995
年
<http://www.rengo-soken.or.jp/dio/no0123/kikou.htm>
http://www.tv-co.jp/kankan/back_number/00_01_22.html
<http://www.websincho.com/kyozei/shinbun/kondo/>
<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/iken/iken24.htm>
<http://www.morimoto-sr.ac/deloffice/99/10/05.htm/#1>
<http://www.melma.com/mag/40/m00002640/a00000237.html>
<http://www.kokko-net.org/zenkokuzei/kaikaku/kaikaku.htm#2>
<http://www.village.infoweb.ne.jp/~fwhh1899/page104.htm>
<http://www.homepage3.nifty.com/jcpota/gijiroku/003kose.htm>
<http://www.mskj.or.jp/getsurei/inatomi9808.html>
http://www.jaw.or.jp/1_topics/a-14.htm
<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/khoken-i/syushou/pages/1999/teigen/te991101.htm>
<http://www.kcs.or.jp.mycoop3/2001/04-06/0601syohizei/0601syohizei.html>
<http://www.dpi.or.jp/seisaku/zaisei/BOX241.html>
<http://www.morio.org/zeichou.htm>
kyonc@micnet.ne.jp
http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/zei/youbou_2001/youbou_2001_kaisetu.htm#shohizei
税制調査会「中期答申 わが国税制の現状と課題 21世紀に向けた国民の参加と選択」
についての財務行政モニターの意見，2000年

『日経連タイムス』「主張 21世紀税制に議論を深めよう」『HeadLine』2544, 2000年
<http://www.mskj.or.jp/getsurei/inatomi9901.html>

http://group.dai_ichi_life.co.jp/dlri/kuma/pdf/k_0205e.pdf

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」, 2002年
国税庁 <http://www.nta.go.jp>

税制調査会 <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>

第6回基礎問題小委員会, 平成14年2月15日開催

第25回総会, 平成14年3月25日開催

第13回基礎問題小委員会, 平成14年5月10日開催

第27回総会, 平成14年5月24日開催

「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理, 平成14年9月3日

「税についての対話集会」のまとめ, 平成14年9月3日

第19回基礎問題小委員会, 平成14年10月1日開催

第22回基礎問題小委員会, 平成14年10月22日開催

第34回総会, 平成14年10月29日開催

第37回総会, 平成14年11月19日開催

『朝日新聞』

2002年12月24日付, 1面

2002年12月20日付, 1面

2002年8月26日付, 25面